

武雄市新文化交流施設エリア整備 基本計画

**令和 5 年 3 月
武雄市**

目 次

はじめに	…	1
1. 基本計画の背景	…	2
（1）基本計画策定の背景	…	2
（2）国の文化政策の動向	…	3
（3）市の上位関連諸計画等	…	4
2. 新文化交流施設エリアを取り巻く状況	…	8
（1）武雄市文化会館・武雄公民館の概要	…	8
（2）施設の利用状況	…	10
（3）市内および周辺自治体における類似施設の設置状況	…	13
3. 市民意見・関係団体意見の集約	…	15
（1）ワークショップ	…	15
（2）文化団体ヒアリングおよびアンケート	…	16
（3）イベント主催者ヒアリング	…	17
4. 新文化交流施設エリア整備条件の整理	…	18
（1）現文化会館の今後の整備手法	…	18
（2）敷地概要および現状と課題	…	19
（3）新文化交流施設エリア整備における留意点	…	21
5. 新文化交流施設エリア整備の方向性	…	23
（1）エリアコンセプト	…	24
（2）エリアにおける施設機能の考え方	…	25
（3）エリア整備計画のイメージ	…	27
（4）エリアにおける整備の考え方	…	28
6. 新文化交流棟・武雄公民館の整備方針	…	29
（1）機能の整理及び規模の考え方	…	29
（2）全体規模	…	33
7. 大ホール棟長寿命化方針	…	34
（1）長寿命化方針の視点	…	35
（2）主な改修内容・方針	…	35
（3）改修項目	…	38
（4）改修部位,参考図面	…	41
8. 管理運営に関する考え方	…	46
（1）基本的な考え方	…	46
（2）事業の方針	…	46
（3）運営組織等の方針	…	48
（4）運用・規則	…	49
（5）広報宣伝の検討	…	50
（6）財源の確保	…	50
9. 概算事業費案	…	51
10. 整備スケジュール案	…	51

はじめに

現在の武雄市は、平成 18 年に旧武雄市・山内町・北方町の 1 市 2 町が合併し誕生した、人口 47,700 人（令和 4 年 12 月末）、面積 195.44 ㎢の佐賀県の西部に位置するまちです。市内には御船山、黒髪山などの雄大な山々、樹齢 3000 年を超えると言われる 3 本の大楠など豊かな自然に囲まれていることや、武雄温泉楼門がシンボルの美人の湯として名高い温泉、江戸時代からの歴史を持つやきものが歴史・文化的資源として知られています。

江戸時代から武雄地域一帯を治めた武雄領主は、蘭学・洋学の研究で佐賀藩の近代化に寄与し、平成 26 年には研究に関連する資料が国の重要文化財指定を受け、武雄を代表する文化財となっています。この他、国の重要無形民俗文化財である荒踊、各地区で奉納される浮立などの伝統芸能が地域に根付き、長く受け継がれています。

また、市内には長崎から小倉をつないでいた長崎街道が通っており、古くから交通の要衝として栄えてきました。明治時代には鉄道が開通、昭和から平成に長崎自動車道・西九州自動車道が開通し、令和 4 年 9 月には西九州新幹線が開業したことも加わり、今も昔も交通の要衝・西九州のハブ都市としての役割を果たしています。

武雄市には先人たちから受け継いできた自然・歴史・文化などの固有の地域資源や、交通の要衝としての背景など、他にはない優位性があり、これらをさらに磨き上げていくことで武雄市ならではの新たなまちづくり、にぎわいづくりが可能となります。

平成 29 年に施行された「文化芸術基本法」では、文化芸術が心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義があることが示され、その基本理念の一つとして、「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られる」ことを掲げています。武雄市においてはこの流れを受け、文化で新たなまちづくりに取り組むとした「文化のまちづくり構想」を策定し、これまで培ってきた文化的資源を活かしつつ様々な関連分野の要素を取り込み、より親しみやすい新たな文化を生み出すことで、人々の交流・にぎわいを創出し、さらなる文化振興、地域振興に繋げていくこととしています。

上記のまちづくりを実現するためには、これまで武雄で培われた文化の良さを生かしながら、様々な要素との「融合」を促すことで、新たな文化・アートを生み出し、交流を促進し次世代の武雄を発信していく機能を備えた中心的拠点が求められます。その拠点として現文化会館の敷地エリアを活用し、新たな文化を創造する機能、交流を生み出す機能、にぎわいを創出する機能を付加した、新文化交流施設エリアを整備します。

現文化会館はこれまで日常的な文化活動の披露の場や、集いの場として市民に長く愛され、文化を象徴する場所として存在してきました。新文化交流施設エリアでは、これまで以上に未来を担うこどもたちや若者を含めた多世代・多文化の人々が文化・アートをきっかけに集い、交流し、新たなネットワークとまちのにぎわいを生み出す拠点となることを目指します。その拠点から武雄市全体、さらには世界へ、新たな文化・アートをきっかけにした、次世代の武雄のまちづくりを発信していきます。

1.基本計画の背景

(1) 基本計画策定の背景

新文化交流施設エリアの整備に先立ち、令和 3 年度に文化による新たなまちづくり、にぎわいづくりの目標を示した、武雄市文化のまちづくり構想「まちの進化論」を策定しました。この構想では、有識者や市民の代表で構成される武雄市文化のまちづくりデザイン会議での検討、市民アンケート調査などに基づき、「もっと開かれた もっと関われる もっとつながれる 文化が生きるまち」を基本理念として定め、その実現に向けて取り組むべき具体的事業案をまとめています。そして基本理念の実現のためには、これまで受け継いできた文化に新たな要素を取り込み、様々な分野と融合することで、新たな文化を生み出し、それをきっかけに人々が交流し、にぎわいを生み出すような拠点が必要であるとしています。

拠点としての整備を行うにあたり、これまで市民に親しまれてきた、武雄の文化の象徴である武雄市文化会館の敷地エリアを対象に定めます。文化会館は、大ホール 1380 席、小ホール 424 席、30 の会議室、研修室、様々な文化活動スペース、その他市民ホール、レストランを有し、音楽・芸術鑑賞、文化活動の場として利用されているとともに、これまで興行イベントも多く開催されている、「文化の殿堂 西九州の応接室」としてその役割を果たしてきました。昭和 50 年の開館にあわせ、武雄公民館も文化会館の中に併設され、武雄市民の交流や学習の場としての機能も果たしてきました。

また、敷地内の庭園は旧武雄鍋島家庭園であり、御船山をバックに緑豊かな景観の中、四季折々の自然の美しさを堪能することができる他にはない市民憩いの場として親しまれてきました。

しかしながら、昭和 50 年の開館以来 47 年が経過した現在、施設の老朽化が進み、耐震不足等の様々な問題点が顕在化しています。また、施設の雰囲気も市民にとって身近で立ち寄りやすい印象とは遠く、利用も一部の人に限られるため、新たな文化や交流が生まれる施設とは言い難いのが現状です。

今後は、文化・アートが身近に感じられる、新しい文化交流拠点としてエリア全体を活用する整備を行い、文化のまちづくり構想で描く基本理念の具現化を目指します。その中で図書館・歴史資料館、スポーツ施設等の近隣施設との連携や、市内外での文化・アートをきっかけにした交流促進、連携強化を図ります。

新文化交流施設エリア整備については、市の上位計画である「第 2 期武雄市まち・ひと・しごと創生総合計画」や「武雄市都市計画マスタープラン」において目指すまちづくりの方向性を、「武雄市公共施設等個別施設計画」において整備の方向性を示しています。これらに加え、地域の防災拠点としての機能についても「武雄市地域防災計画」に記載の内容を鑑みながら、最適な施設の在り方を検討していきます。

現状や課題等を総合的に調査・検討し、将来の人口減も見据えながら時代のニーズにあった本市にふさわしい新しい文化交流施設エリアを整備するために、「武雄市新文化交流施設エリア整備基本計画」を策定します。

(2) 国の文化政策の動向

平成 13 年、国では「文化芸術振興基本法(以下「基本法」という。)」を制定し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本理念を定めました。この基本法において地方公共団体は、主体的に地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが責務とされています。

平成 24 年には、劇場・音楽堂等の活性化を図ることで実演芸術を振興し、心豊かな国民生活や活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)」が制定されました。

基本法に基づき、平成 27 年に国が策定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針-文化芸術資源で未来をつくる- (第 4 次基本方針)」の中では、「文化芸術は成熟社会における成長の源泉、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益を有する公共財」であり、「子ども・若者や、高齢者、障がい者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している」ことが示されました。

また、平成 29 年には「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」として「文化芸術基本法」が施行され、文化芸術だけでなく観光やまちづくり等、その他の分野も取り込みながら、文化芸術によって生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとしています。

国の芸術文化に関する施策の流れ

平成 13 年	文化芸術振興基本法制定
平成 14 年	文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 1 次基本方針)
平成 18 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)
平成 19 年	文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 2 次基本方針)
平成 23 年	文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 3 次基本方針)
平成 24 年	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
平成 25 年	劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取り組みに関する指針
平成 26 年	文化芸術立国中期プラン ～2020 年に、日本が「世界の文化芸術の交流のハブ」となる～
平成 27 年	文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 4 次基本方針) ー文化芸術資源で未来をつくるー
平成 29 年	文化芸術基本法
平成 30 年	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
平成 30 年	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

(3) 市の上位関連諸計画等

新文化交流施設エリアおよび武雄公民館に関する計画として、次のものがあります。
(要旨抜粋)

① 第2期武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

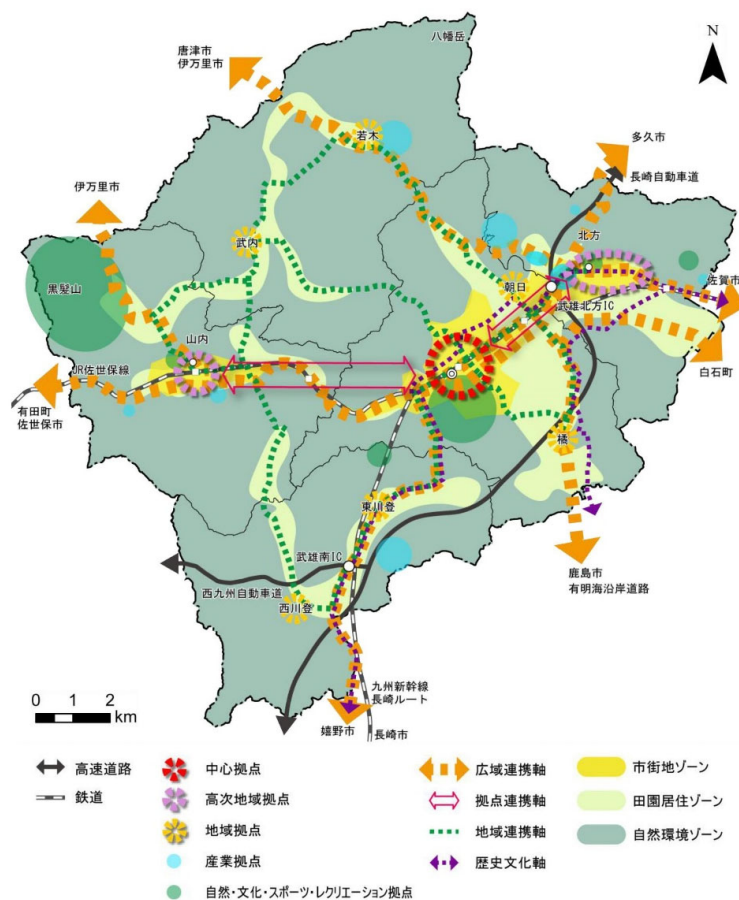
【政策の柱】武雄の未来を拓く「西九州のハブ都市」の実現	
【基幹事業】まちに開かれたスポーツ交流広場事業	
基本目標④ 人と人との交流が生まれ、 心がつながるまちをつくる	・九州新幹線西九州ルートの新開業を契機に、佐賀と長崎をつなぐ拠点都市として、新たな人の流れと交流の創出を図る。 ・観光、文化、スポーツ等の分野について、連携した取り組みを推進するとともに、一つの自治体の枠にとらわれず、地域間や経済圏など広域での連携・協働を推進する。 ・住んでいる人が武雄の魅力を知り、誇りをもつこと、そして、地域と継続的に多様な形で関わる地域のファンやリピーター等「関係人口」の創出・拡大を図ることが必要である。
具体的施策（3） 文化・スポーツの振興	・市民に文化芸術に親しむ機会と場を広く提供するとともに、市民の自主的な文化活動や各種行事の実施を支援する。 ・遺跡や歴史資料等の文化財の保護・整備・活用を行う。 ・白岩運動公園や佐賀県で唯一の競輪場などの優位性を活かし、スポーツに接する機会やスポーツ活動の充実を図るとともに、スポーツ大会、合宿等の誘致に積極的に取り組み、多くの市民がスポーツに親しむ機会の創出を推進する。

② 武雄市の教育（令和4年4月）

基本目標Ⅱ 市民一人ひとりの生きがい を高める生涯学習の推進	・学校、家庭、地域が一体となった取り組みや体験学習等を通じたリーダー育成事業を通して、心身ともに健全でたくましい、豊かな人間性を持った人材を育成する。 ・出前講座や公民館講座、サークル活動や高齢者の学びの場など学習機会を提供し成人教育を充実する。 ・多世代交流、多文化交流による幅広い方々の参画、防災教育による地域防災力の向上など地域連帯感の醸成に努める。
基本目標Ⅲ 明日につながる伝統文化の 継承と多彩な文化の創造	・市民が参加し創造する文化・芸術活動の支援、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供に努める。 ・多世代・多文化間の交流を増やすなどして、新たな文化・芸術が生まれ、担い手が育成される環境を目指す。 ・令和4年秋の西九州新幹線開業に向け、文化を通じた機運醸成のための展覧会、イベントを開催し、さらに、これを契機として文化によるまちのにぎわいづくりに取り組む。

③ 武雄市都市計画マスタープラン（令和4年3月）

【まちづくりの理念】	～武雄の個性と魅力を活かし、「西九州のハブ都市」へ～ 豊かな資源と快適な暮らしが調和した交流拠点都市
【まちづくりの目標】	(2) 自然・歴史・文化及びスポーツを交流と活力向上に活かせるまちづくり ・武雄温泉、御船山、黒髪山及び武雄のやきものなどの既存資源の魅力のさらなる向上と、武雄市文化会館、武雄市図書館・歴史資料館を中心とする文化の拠点性、白岩運動公園を中心とするスポーツの拠点性を有効に活用し、広域的な交流拠点形成を図る。
【将来都市構造】	<u>自然・文化・スポーツ・レクリエーション拠点</u> ・御船山や黒髪山、武雄市文化会館、運動施設、武雄温泉保養村を自然・文化・スポーツ・レクリエーション拠点に位置付け、広域的な集客・交流の場として積極的に活用する拠点形成を図る。 <u>市街地ゾーン</u> ・中心拠点、高次地域拠点及びその周辺に形成されている市街地を市街地ゾーンとして位置付ける。 ・武雄温泉や武雄市図書館・歴史資料館などの本市固有資源や主要サービス施設がコンパクトに立地しているため、市街地と近郊農地、里山との共生による「武雄」の魅力を創出する場とする。



④ 武雄市公共施設等個別施設計画（令和２年８月）

施設名		現況	今後の方向性
社会 施設 教育	武雄公民館	・昭和 49 年建設、非耐震、その他 集会棟と同様	・集会棟、成人棟、勤労青少年ホーム棟の 集約複合化の中で武雄公民館として必要 な機能及びスペースを確保する。
文化 会館	集会棟	・昭和 49 年建設、耐震構造 （耐震補強不要） ・全体空調のため、個別利用の 要望に応えられず、温度調節が できない。 ・ファンコイル（各部屋の熱交換 器）の老朽化による故障が多い。	・全体的な整備計画を策定し、実施方針を 決定する。 ・集会棟、成人棟、勤労青少年ホーム棟に ついては集約複合化を基本とする。 ・集約複合化する施設は、小ホール棟の ホール部分以外の機能や勤労者福祉会館 とする。
	成人棟	・昭和 49 年建設、非耐震、その他 集会棟と同様	・武雄公民館は、公民館としての必要な機能 及びスペースを確保する。
	勤労青少年 ホーム棟	・昭和 47 年建設、非耐震、その他 集会棟と同様	・勤労青少年ホームは法的な義務づけが なくなっているため、現在の必要機能を 再検討する。 ・建替工事による手法と長寿命化工事に よる手法の比較検討を行い具体的な整備 手法を決定する。
	大ホール棟	・昭和 49 年建設、非耐震。 ・全体空調のため、個別利用の 要望に応えられず、館内の温度 調整が難しい。 ・ホワイエ、楽屋廊下で雨漏り あり。音響、照明、舞台設備の 点検で多数の指摘事項がある。	・全体的な整備計画を策定し、実施方針を 決定する。 ・近隣に同規模の機能を有する施設がない ため、耐震補強工事をはじめ長寿命化に 必要な改修を行う。
	小ホール棟	・昭和 49 年建設、非耐震。 ・大ホール棟と同様	・機能、規模ともに類似している北方文化 ホールとの統合を検討する。 ・ただし小ホール棟にはミーティングホー ル、市民ホール、レストランなど必要な機 能を現文化会館エリアに整備する。
	北方文化 ホール	・平成元年建設、耐震構造、北方 公民館と一体型。 ・雨漏りによりホワイエ天井ボ ードが落下。 ・音響、照明、舞台設備は更新が 必要。	・雨漏りや音響設備の老朽化が進んでおり、 施設の機能を十分に活用できていないた め長寿命化工事を行い施設の延命化を 図る。 （※令和 3 年 11 月リニューアル） ・早急に災害で被災した設備の復旧を行う。

⑤ 武雄市地域防災計画（令和３年度改訂版）

【防災の基本理念】	「人命第一で。対策は前広に幅広に。」 （令和元年・３年佐賀豪雨災害の教訓化事項）
公共施設等の整備	・災害対策の中核となる庁舎、避難所となる学校や公民館など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設や交通施設等について、耐水性の向上、倒壊の防止及び浸水形態の把握等を行い、災害に対する安全性を確保する。 ・昭和５６年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。 ・指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。 ・避難所となる学校・公民館等の施設について、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能の向上をさせる。

〈防災上重要な施設〉

施設の分類	施設の名称等
災害応急対策活動に必要な施設	市庁舎、武雄警察署、武雄消防署
救護活動施設	医師会健診センター、消防施設など
避難所として位置づけられた施設	公民館、小中学校、保健センター、体育館など
不特定多数の者が利用する施設	文化会館、図書館・歴史資料館、福祉施設など

2. 新文化交流施設エリアを取り巻く状況

(1) 武雄市文化会館・武雄公民館の概要

① 施設の成り立ち

現在の文化会館が建つ敷地は、江戸時代後期に旧武雄領主鍋島茂義公の別邸があった場所であり、現存する庭園は、武雄のまちのシンボルである御船山を借景とし、別邸の庭園として造られました。竹や檜、桧などの珍しい種類が現存する他、春の桜、ツツジ、シャクナゲ、梅雨の雨に濡れた竹林の新緑、秋の紅葉など四季折々の自然の美しさを堪能できる庭園です。

その他、敷地内には黒門をはじめとする別邸当時の面影を残す遺構や、かつて温室設備を用いて国内外の植物を育成していたとされる薬草園跡の池、市の天然記念物に指定されている塚崎の大楠などが存しており、武雄の貴重な歴史を感じることもできる場所です。

現文化会館の計画は、昭和 45 年に策定された「武雄市総合開発計画」において謳われています。当初は、市民会館・図書館・博物館・青少年センターなどの教育文化施設を 1 か所にまとめ、施設利用の高度化を図るため、文化施設群の形成を計画しており、その中でも市民会館は、大規模な音楽会・演劇等の公演が可能な施設を目指していました。

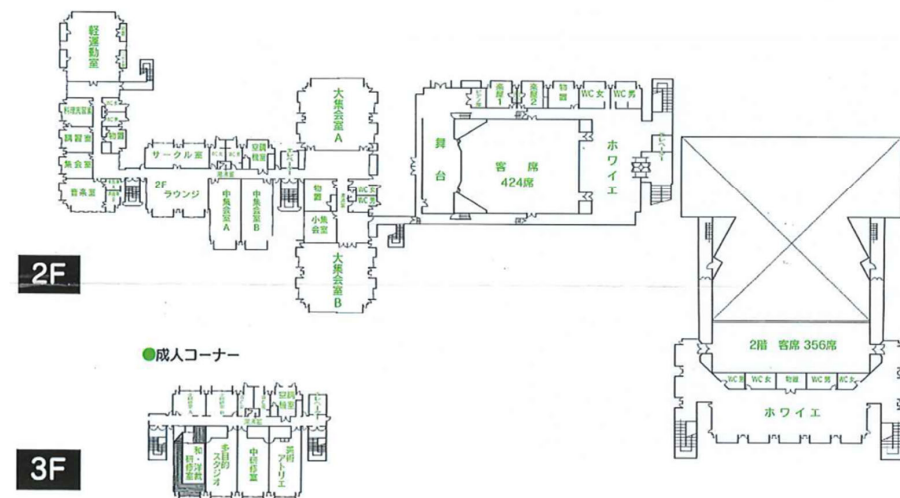
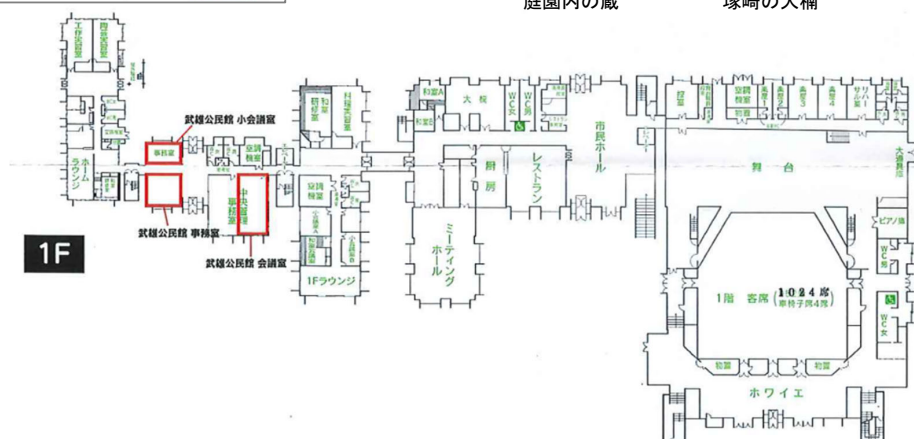
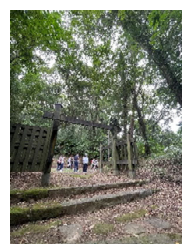
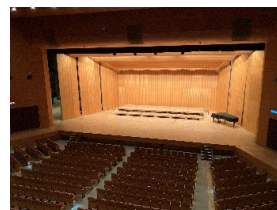
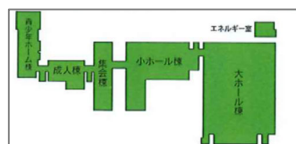
昭和 46 年 3 月には基本構想および基本計画が策定され、その後、昭和 48 年に着工し※、昭和 50 年 5 月に「文化の殿堂 西九州の応接室」として、全国規模の大会開催が可能であり、さらに市民一人ひとりの憩いの場としての役割を担う、現文化会館が開館しました。同時に武雄公民館も文化会館内に移転し、現在に至ります。

※勤労青少年ホームは昭和 47 年着工

② 現在の施設概要

現在の文化会館は、大ホール棟・小ホール棟・集会棟・成人棟・勤労青少年ホーム棟、およびエネルギーセンター棟によって構成されています。武雄公民館は成人棟に位置しており、一部機能は文化会館施設と共用となっています。さらに、集会棟・成人棟は中央公民館としてサークル活動などの場としても利用されています。また、令和 3 年の施設廃止に伴い、勤労者福祉会館としての機能を文化会館内に引き継いでいます。

施設名称	竣工年	構 造	延床面積
大ホール棟	昭和 50 年	SRC 造	5,545 m ²
小ホール棟	昭和 50 年	SRC 造	2,985 m ²
集会棟	昭和 50 年	RC 造	1,047 m ²
成人棟	昭和 50 年	RC 造	1,190 m ²
勤労青少年ホーム棟	昭和 48 年	RC 造	1,160 m ²
エネルギーセンター棟	昭和 50 年	RC 造	630 m ²



(2) 施設の利用状況

平成 29 年度から令和 3 年度までの現文化会館の諸室についての利用日数や稼働率等のデータを元に、それぞれの諸室についての考察や今後の考え方についてまとめました。

① 大ホール・小ホール

【稼働率】

- ・新型コロナウイルス感染拡大以前は、大ホール 40%程度、小ホール 25%前後の稼働状況となっている。また、大ホールの利用状況は回復傾向にある。

【ホール利用ジャンル種別内訳】

- ・大ホール利用ジャンルは生音による演奏利用が 3 割程度、集会・大会利用が 2 割程度を占め、演劇や電子音響を用いる軽音楽の利用は少ない傾向にある。
- ・大ホールにおけるオーケストラ・室内楽・吹奏楽利用の中でも学校団体による吹奏楽利用が多い。また、集会・大会利用は市や団体・組合による利用が多い。
- ・小ホールは集会・大会・説明会・講習会・会議利用が大半を占める他、生音による演奏利用も 1~2 割程度ある。

【利用団体ジャンル種別内訳】

- ・大小ホールともに市による利用が 2 割程度あり、近年では団体・組合等による利用が増加している。
- ・大ホールは学校の部活動や文化団体等の文化芸術ジャンル団体の利用が 4 割程度を占める。
- ・小ホールは学校・文化団体による利用が 3 割程度、その他、市および団体・組合による集会や研修会、講演会等が半数を占める。

【利用人数内訳】

- ・大ホールでは 1000 人未満の利用が 7 割程度、1000 人以上利用は 2~4 割を占めており、大規模利用の需要はあることが伺える。
- ・1000 人以上の利用ジャンルは、ポップスコンサートやプロオーケストラ公演、プロ和太鼓団体公演、演劇公演、学校芸術鑑賞会、大会や式典等。
- ・近年、小ホールでは 300 人未満の利用が 7 割程度を占める。

【利用料金有無・減免有無利用内訳】

- ・大ホールでは免除適用である市による利用が半数近くを占める。
- ・大ホールでは 3 割程度練習・準備利用があり、その半数以上は学校団体・サークル登録団体による利用。本番利用の半数程度は市による利用となっている。
- ・小ホールにおいて減免適用は 1 割程度、免除適用の割合は 1~3 割となっている。入場料を徴収しない本番利用の割合が多い。

※大ホール、小ホールの今後の考え方（整備方針）については p.18 に別途記載

② ホール以外諸室

●洋室会議室等

利用状況の考察

- ・全体の稼働率は比較的高く、収容人数が多い部屋の稼働が高い。
- ・民間事業者・団体・組合の研修活動利用が多い。
- ・100名以上収容できる諸室（ミーティングホール、大集会室 A・B）の稼働率は50%弱のうち70%以上が会議利用。
- ・50名程度収容できる諸室（中集会室 A・B）の稼働率は40%程度で、民間事業者の利用が40%強。
- ・30名以下収容の会議室は免除適用のサークル活動利用が多い。
講習室・集会室はサークル登録団体など文化団体の利用が約50%程度。

今後の考え方

- ・部屋数が多いため、集約が必要。
- ・小ホール（客席数：424席）に替わる300名程度収容できる、コンベンション機能や文化的活用もできる多機能の部屋が必要との意見が多い。
- ・民間事業者による利用は、これまでの利用実態から考えれば必要である一方、施設目的との乖離があるため運用による制約・制限（予約時期をずらす、利用料金の割増等）を検討する必要あり。
- ・武雄公民館専用の大会議室は別途必要。

●和室会議室系

利用状況の考察

- ・全体の稼働率は低調で、ニーズが低い。
- ・サークル団体や市役所利用が主であり免除利用がほとんどである。
- ・災害時の避難場所として機能しており、R1、R3の大規模災害時には一定期間一般利用を中止。
- ・利用用途は着付け教室や、子育てサークル、ヨガ・ダンス系サークルなどが多い。

今後の考え方

- ・部屋ごとに利用が固定しているが、いずれも稼働率が低くニーズが低いことから集約が必要。
- ・文化活動利用では茶道、華道、着付けなど、子育てサークル利用のニーズがある。

●創作系諸室

利用状況の考察

- ・創作系室の平均稼働率は低めに推移しているものの、音楽室と軽運動室、陶芸実習室の稼働率は高い傾向。
- ・サークル団体・市役所利用がほとんどを占め、全体の 9 割以上が免除利用である。
- ・すべての部屋が外から見えないため、オープンな利用形態が損なわれている。
- ・軽運動室は体育系サークルの活用がほとんどであり、体育館、公民館との棲み分け・役割分担が必要。

今後の考え方

- ・諸室内の活動の見える化、自由に使える環境の整備。
- ・創作系室の集約

音楽・舞台系	スタジオ（発表ができる環境）
工作、陶芸、美術	創作室
体育系	体育館、公民館との利用調整
料理系	集約とオープンキッチン、食文化での利用促進

●市民ホール・ラウンジ

利用状況の考察

- ・全体の稼働率は低く、有効活用できていない状況。
- ・サークル団体・市役所利用がほとんどを占め、全体の 9 割以上が免除利用である。
- ・市民ホールは文化イベントや児童生徒の作品展示、営利目的の展示販売に利用されているが、設備が十分でないこともあり、稼働率は低い。
- ・ラウンジは限られた団体しか利用しておらず、稼働率は低い。

今後の考え方

- ・市民ホールは建物の玄関、交流が生まれ、にぎわいを感じられる場所へ。
- ・展示から小発表まで、機能を充実させることで様々なイベントができるスペースが必要。
- ・ラウンジは集約したうえで、施設内へ分散させるなど、自由度を持たせる。
- ・大ホールホワイエ（1 階・2 階）も単独貸出など利用促進を図る。

(3) 市内および周辺自治体における類似施設の設置状況

① 市内社会教育・文化施設の分布

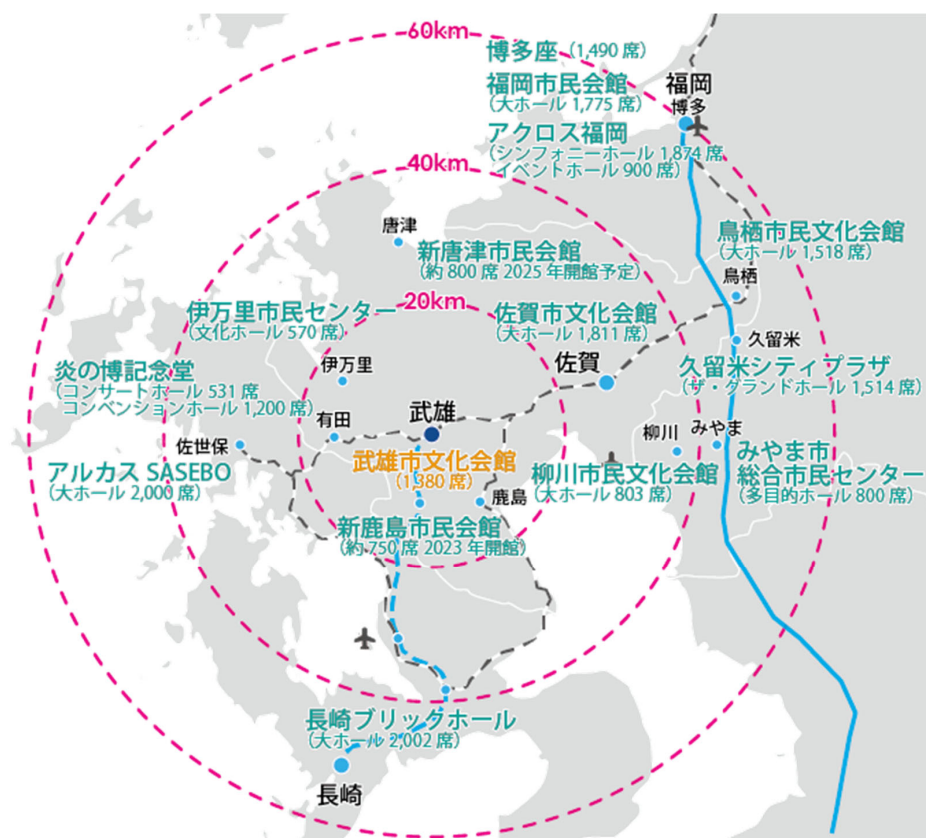
	武雄公民館	橋公民館	朝日公民館	若木公民館	武内公民館
建設年度	昭和 50 年度	平成 28 年度	令和 3 年度	昭和 59 年度	平成 26 年度
延床面積	94 ㎡	628.95 ㎡	725.57 ㎡	555 ㎡	635.35 ㎡
敷地面積	※文化会館内に準じる	4421.94 ㎡	4511 ㎡	3526.00 ㎡	9498.75 ㎡
構 造	RC 造・3 階	木造・平屋	木造・平屋	S 造・平屋	木造・平屋 (一部 S 造)
主な 施設 内容	大会議室 67.28 ㎡ 小会議室 26.83 ㎡ 事務室 37.15 ㎡ 倉庫 30.24 ㎡	大会議室 199 ㎡ 小会議室 61.5 ㎡ 和室会議室 56 ㎡ 調理実習室 55 ㎡ 事務室 35 ㎡	大会議室 194.6 ㎡ 小会議室 57 ㎡ 和室会議室 58.5 ㎡ 調理実習室 80.5 ㎡ 事務室 39 ㎡	大会議室 180 ㎡ ステージ 16.2 ㎡ 小会議室 63.0 ㎡ 和室会議室 63.0 ㎡ 料理実習室 56.5 ㎡ 事務室 33.0 ㎡ 図書談話コーナー 31.0 ㎡	大会議室 180 ㎡ ステージ 28.0 ㎡ 放送室 7.0 ㎡ 小会議室 61.5 ㎡ 和室会議室 58 ㎡ 調理実習室 55 ㎡ 事務室 35 ㎡

	東川登公民館	西川登公民館	山内公民館	北方公民館 北方文化ホール	山内農村環境 改善センター
建設年度	平成元年度	平成 6 年度	平成 4 年度	平成元年度	昭和 61 年
延床面積	567 ㎡	619 ㎡	632 ㎡	1,715 ㎡	1,281 ㎡
敷地面積	3,226.36 ㎡	5,904.06 ㎡	10,014.50 ㎡	11,230.0 ㎡	
構 造	S 造・平屋	S 造・平屋	RC 造・平屋	RC・2 階	RC・平屋
主な 施設 内容	集会室 182.0 ㎡ 会議室 53.1 ㎡ 和室会議室 67.5 ㎡ 料理実習室 55.3 ㎡ 事務室 33.75 ㎡	大会議室 180.0 ㎡ 小会議室 53.55 ㎡ 和室会議室 55.35 ㎡ 料理実習室 56.25 ㎡ 事務室 33.00 ㎡ ラウンジ 50.00 ㎡	※収容人数 大会議室 100 人 小会議室 1 70 人 小会議室 2 7 人 事務室	事務室 45.0 ㎡ 和室 A・B 121.2 ㎡ 図書室 114.2 ㎡ 多目的研修室 A・B 120.5 ㎡ 視聴覚室 103.6 ㎡ 児童幼児室 30.0 ㎡ 調理実習室 84.3 ㎡ 北方文化ホール 482 席	会議室 1 51.47 ㎡ 会議室 2 52.69 ㎡ 老人憩いの場 1 24.47 ㎡ 老人憩いの場 2 20.03 ㎡ 図書室 22.79 ㎡ 視聴覚教育室 120.84 ㎡ 調理実習室 98.13 ㎡ 多目的ホール 240 席 事務室 14.56 ㎡

② 周辺自治体設置のホール分布

- ・佐賀県内では佐賀市文化会館、鳥栖市民文化会館が 1500 席以上であり、武雄市文化会館は佐賀県西部唯一の大規模ホール。
- ・近隣 20km 圏内には 1000 席を超えるホールはなく、代替施設が近隣にないといえる。
- ・40 km圏内には、佐世保市のアルカス SASEBO、久留米市の久留米シティプラザなど 1500 席以上の大規模ホールが位置する。
- ・昨今、周辺市町村においては市民ユースに絞った 800 席規模のホールが多数計画されている。
- ・特急で 1 時間程度の距離である博多には大型ホール施設は複数あり、また、西九州新幹線でつながる長崎も長崎ブリックホールを有している。
- ・近隣市町村における拠点施設として大規模施設ニーズはある一方、周辺大型施設へ流れていかないよう、他館との差別化・館を使いこなすことが必要。

【周辺自治体設置ホール分布図】



3. 市民意見・関係団体意見の集約

(1) ワークショップ

① 新しい文化施設を考える市民ワークショップ

計5回のワークショップを開催し、新文化施設エリアに関する幅広い意見を集約しました。

回	日時	テーマ
第1回	令和4年 8月 6日(土)	新文化施設エリアでやりたいこと・やってほしいこと
第2回	令和4年 8月 28日(日)	こんな施設があったらいいな
第3回	令和4年 9月 17日(土)	施設/敷地を実際に歩いてみよう
第4回	令和4年 10月 16日(日)	使いやすい施設エリアを考えよう
第5回	令和4年 11月 19日(土)	まとめ&これからどうする?

【主な意見】

事業や活動について

- ・国際交流やアート展、図書館と行き来できる多様なイベント
- ・野外でコンサートやマルシェ、ピクニック、キャンプを開催、ランニングコース
- ・郷土料理の販売や伝統芸能体験など武雄市の歴史を発信

必要機能

- ・小さいホール、イベントコーナー、ギャラリー、ミュージアム、情報部屋、小アトリエ
- ・フリースペース、カフェ、託児スペース、こどもが遊べる場所、Wi-Fi 設備
- ・飲食可能な自習室、バリアフリー対応、人と人のコミュニケーションの場

現施設の課題と解決案

- ・黒門周辺が暗いため、ライトアップや分かりやすい看板を設置
- ・池をこどもの遊び場に、蔵をカフェなどに活用

② 新たな武雄公民館を考える町民ワークショップ

計3回のワークショップを開催し、武雄公民館をはじめとする新文化施設エリアに関する幅広い意見を集約しました。

回	日時	テーマ
第1回	令和4年 10月 16日(日)	こんな施設があったらいいな、施設/敷地を実際に歩いてみよう
第2回	令和4年 11月 6日(日)	使いやすい諸室構成を考えよう
第3回	令和4年 11月 20日(日)	まとめ&これからどうする?

【主な意見】

事業や活動について

- ・意見箱を設置し町民から事業のアイデアを募集、レンタサイクルの設置
- ・町民と協働でPR 動画の作成、中高生による SNS 発信、交流・体験イベント、勉強会

必要機能

- ・ガラス張りの調理室、勉強スペース、庭園に遊具、庭園にイベントスペース
- ・気軽に使えるスペース、ほっと一息できる空間、ユニバーサルデザイン

現施設の課題と解決案

- ・公民館の場所を分かりやすく、公民館専用の入り口がほしい
- ・施設全体を明るくしてほしい、黒門にスロープを設置、施設の案内図を設置

(2) 文化団体ヒアリングおよびアンケート

① 既往アンケート結果（令和4年3月「武雄市文化のまちづくり構想」から）

令和3年、市民および文化活動を行っている団体を対象にアンケート調査を実施しました。

1) 武雄市民文化のまちづくりアンケート調査

- ・文化施設にあればよいと思う機能について、「魅力的なイベントが開催される」「飲食ができる」「芸術鑑賞ができる」との回答が多く見られた。
- ・今後残したい武雄の文化・地域資源について、「武雄の温泉とまちなみ」「歴史的な建造物」「自然環境」「文化施設」との回答が多く、これらの保存と活用が求められる。

2) 文化・サークル活動団体アンケート調査

- ・「高齢化」「メンバーの減少」「後継者の育成」等が主な課題。
- ・伝統芸能団体においては、団体間の交流が少ないため、意見交換や交流の場があると活動の活性化につながるとの意見が見られた。

② 文化団体座談会およびアンケート結果

令和4年8月、市内で活動する38団体を対象とした座談会、およびアンケート調査（回答数92団体）を実施しました。

1) 座談会意見

【必要機能】

- ・200~250人規模のホールが必要。
- ・創作の場所としての機能を考えてほしい。ギャラリー・美術館機能があっても良い。

【施設のあり方】

- ・現施設は入口が分かりづらく人が集まらないため、より親しみやすい施設に。
- ・老若男女が一緒に集える施設に。武雄を文化都市にしたい。

2) アンケート調査

【活動状況】

- ・所属メンバーの大半が65歳以上であり、高齢化が進んでいる。
- ・1回の活動人数は6~10人が最も多く、発表会の入場者数は大半が300人以下。

【活動・発表の場所で重視していることや必要機能】

- ・「駐車場が十分である」「自家用車で行きやすい」が最多。次いで、「舞台や展示の広さが適切」「利用の手続きが簡単」が多い。
- ・必要機能は、「自由にミーティングで集まる場がある」「苦情を気にせずに音を出せる」「活動や情報の発信」「道具等の保管」「飲食できる店舗」が多く見られた。

【現文化会館で満足していない点】

- ・満足していない点は「設備・備品が整っていない」が最多。その他には「換気がしにくい」「冷暖房設備が悪い」の声が多く、空調設備の更新が求められている。

(3) イベント主催者ヒアリング

武雄市文化会館の利用者ニーズを把握するため、プロ団体 3 社、プロモーター 2 社にヒアリングを実施しました。(ヒアリングは 8 月 5 日、11 月 11 日に実施)

【武雄市の市場性】

- ・武雄市文化会館は立地条件が良い。
- ・嬉野市や鹿島市など周辺自治体からも来場しやすい。
- ・武雄市内に適当な会場がなく、開催できないことがある。

【必要な席数】

- ・1000 席以上が必須、最低でも 800 席。
- ・1200~1300 席は必要。

【現施設の課題・要望】

大ホールについて

- ・搬入口に庇が必要（雨天時対応のため）。
- ・トラック等の留め置きができるとよい（1~2 台分）。
- ・車椅子席の増設、舞台から楽屋への段差解消などバリアフリー対応が必要。
- ・ボタンがコンピューター制御対応になるとよい。
- ・配信対応のためのネットワーク環境の完備が必要。
- ・ホワイエ床が煉瓦のため、物販搬出入時スムーズに移動ができない。

その他諸室や運営について

- ・楽屋の水回り・給湯設備が整備されているとよい。
- ・楽屋のトイレ数が少ない。
- ・ランドリーが 1~2 台あると便利。
- ・ホームページで施設の空き状況を閲覧できるように。
- ・棟が複数に分かれているため正面性が分かりにくい。

【施設全体に求めること】

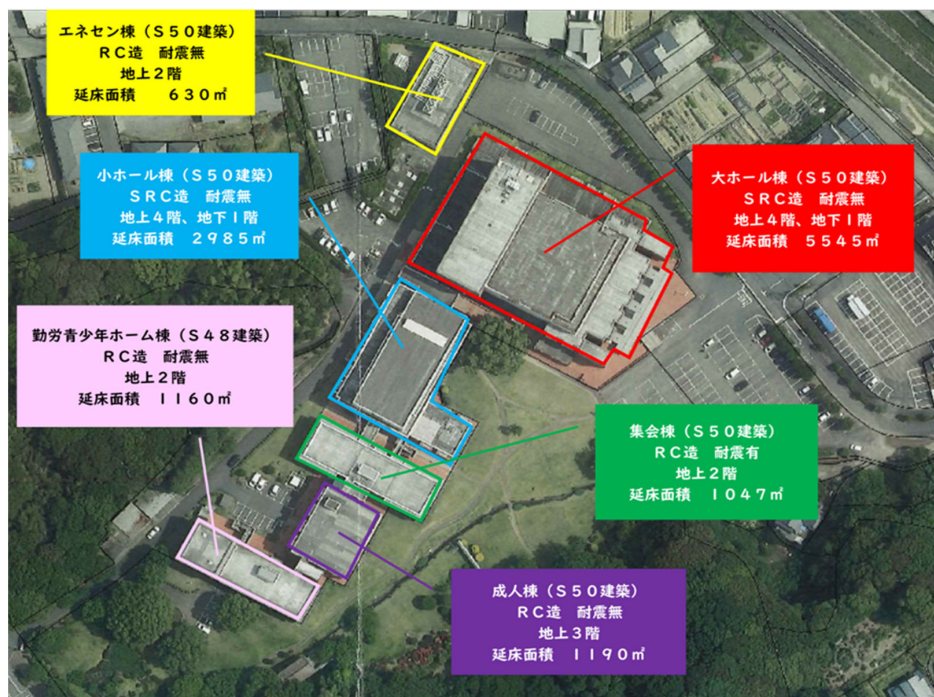
- ・こども向けプログラムなど市民を巻き込んだ計画にできるとよい。
- ・庭園や図書館、温泉街などの特徴を活かし、回遊性を創出できるとよい。
- ・武雄市ならではの特徴、めずらしいポイントがあると利用が増える。
- ・野外にキッチンカーやマルシェを設置して図書館等と連携できると武雄のアピールにつながる。

4. 新文化交流施設エリア整備条件の整理

(1) 現文化会館の今後の整備手法

現文化施設の今後の整備手法については、公共施設等個別施設計画を含めた市の上位計画、文化のまちづくり構想を踏まえ、文化会館整備計画基礎調査業務の調査結果をもとに、現文化会館各棟の劣化状況や現状抱えている課題を解決できる整備方針として、下記のとおり方向性をとりまとめました。

大ホール棟	長寿命化（機能維持改修）
小ホール棟	ホール機能を北方文化ホールへ統合し解体
集会棟・成人棟・勤労青少年ホーム棟	建替にて集約複合化、 新文化交流棟 として整備
武雄公民館	公民館の機能・スペースを確保する
エネルギーセンター棟	個別空調を前提として解体



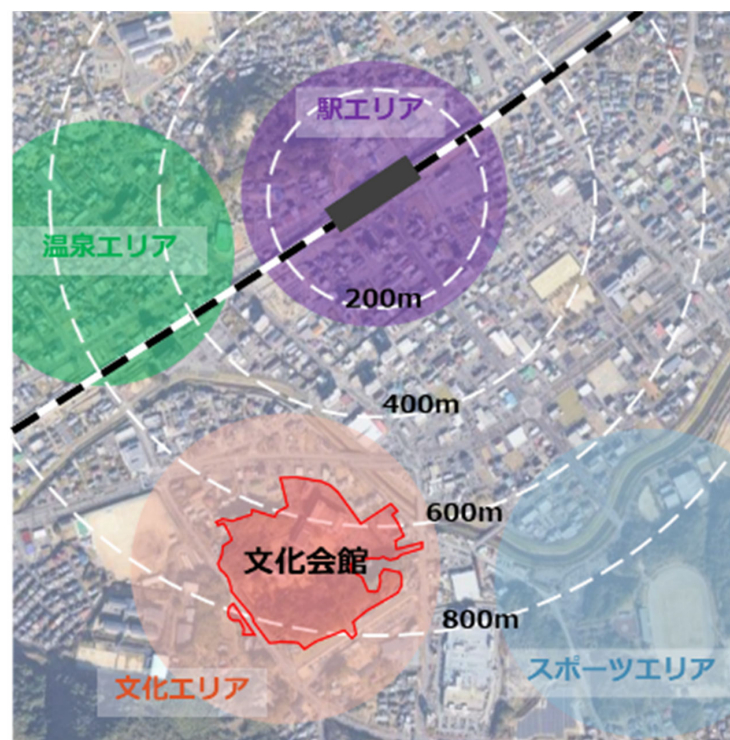
(2) 敷地概要および現状と課題

① 立地特性

新文化交流施設エリアの立地特性は下記のとおりです。

位置 交通 アクセス	住所	武雄市武雄町大字武雄 5538 番地 1
	鉄道	JR 武雄温泉駅から約 600m、徒歩約 13 分
	最寄り バス停	・祐徳バス・昭和バス「武雄高校前」 ・祐徳バス・昭和バス 「ゆめタウン武雄（武雄市図書館）」
	道路	南西側：武雄塩田線（県道 330 号） 北側：迎田 2 号線、小路線、文化会館線 南東側：明神馬場線
都市計画	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域 一部公園区域 第 1 種住居地域および近隣商業地域に隣接 ※用途地域変更を予定
	建蔽率／ 容積率	60％／200％
周辺環境	・市内文化エリアに位置し、図書館・歴史資料館および子ども図書館が隣接 ・西側には武雄高校が位置し、敷地内外が学生の通り道となっている ・南側には武雄神社が位置し、神社へ続く参道が敷地接道となっている ・周辺徒歩圏内にはスポーツエリアが近接 ・飲食商業施設は駅周辺および温泉エリアを中心に分布 ・ホールに起因する騒音振動や、人の集中等を特に考慮すべき市街地はない ・図書館利用者との交通渋滞に留意が必要	

■位置図



② 敷地特性

新文化交流施設エリアの敷地特性は下記のとおりです。

敷地	面積	62,040 m ²
	傾斜	一部傾斜地
土地条件	海拔	39m
	ハザードマップ	・洪水時の想定浸水深さ 0.5~3.0m 未満 ・敷地の一部が土砂災害警戒区域に該当
接道状況	周辺道路	南西側：武雄塩田線（県道 330 号） 幅員 20m 北側①：迎田 2 号線 幅員 6m 北側②：小路線 幅員 6m 南東側：明神馬場線 幅員 8.4m
	主接道面	3 面
	その他	敷地内道路あり ・市道 文化会館線 ・駐車場構内道路
都市計画制限等	斜線制限	道路斜線、隣地斜線、北側斜線
隣地・周辺環境等	隣地状況等	南東側：武雄市図書館・歴史資料館、一部民家隣接 北側：民家、一部武雄川隣接 南西側：駐車場（敷地内）、民家、武雄神社
	主要施設	武雄市図書館・歴史資料館、武雄神社 など

③ 課題および現況

エリア	課題・現況
庭園全体	・車椅子利用者や高齢者にとって不便、危険 ・こども向けの遊べる場がない ・芝生に踏み入ってよいのか分からない ・雨天時、芝生の水はけが悪い ・蔵について市民に知られていない
池周辺	・池の整備が行き届いていない ・池の存在について市民に知られていない ・水路に水が流れていない
塚崎の大楠	・標識が分かりづらい ・雑草除去が必要 ・大楠までの道沿いに空き家がある
黒門周辺 周辺との連携	・黒門通りの足元が不安定 ・黒門通りが薄暗く、夜道ひとりで歩けない ・こどもや高齢者が安全に歩ける道路が必要
敷地外部	・緑に囲まれており、外部からは閉鎖的な印象を与える ・敷地へのアクセスルートがわかりにくい

(3) 新文化交流施設エリア整備における留意点

① 新文化交流施設エリア整備について

- ・ 現文化会館が担う機能を一部引き継ぎながら、文化のまちづくり構想を具現化するための新たな文化交流拠点として文化・アートが身近に感じられ、人々が交流し、にぎわいを生む機能を付加します。
- ・ 敷地の持つ特性を生かし、近隣施設との連携を高めた整備を検討します。
- ・ 現施設が休館となった際、休館期間を極力短くすること、新文化交流棟整備中でも市民の文化活動が停滞しないよう努めます。

② 武雄公民館設置について

- ・ 人の流れやにぎわいの創出が可能であること、さらに施設の有効利用が相互に可能であることから、武雄公民館設置については新文化交流棟に合築とします。
その中で機能を分担しつつ、必要に応じて文化交流施設と公民館を補完し合い、文化・創作活動等が誘発されるような利用方法を検討します。
- ・ 新文化交流棟建設中でも武雄公民館の休館期間が発生しないよう、活動継続ができる代替施設を設置します。

③ 大楠周辺、黒門周辺の整備について

- ・ 各緑地の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、被害が生じないような配置計画に留意する必要があります。
- ・ 塚崎の大楠周辺にある旧鍋島家の土地には空き家があり、活用もしくは撤去・整備する必要があります。
- ・ 黒門通りを介した図書館・歴史資料館との連携に留意する必要があります。

④ 庭園・各文化財の保存・活用について

- ・ 敷地内に存する各種文化財についての調査を行い、適切に保存・活用していきます。
- ・ 庭園および芝生エリアの活用を考慮した新文化交流棟の配置計画が必要です。

⑤ 構内道路について

- ・ 現在、搬入車両用駐車場と一般駐車場が共用となっており、通行の妨げとなる場合があるため、車両動線および駐車スペースを分ける必要があります。
- ・ 敷地内道路と市道がつながっており、通り抜け道路として利用されているため、安全確保が課題です。
- ・ 駐車台数については、一部を図書館と共用しているため、大ホールイベント時には駐車スペースが不足しているという意見もあることから既存駐車可能台数(300台)に加え、50台程度を追加し、武雄公民館専用の駐車場も設置することとします。

⑥ 防災機能について

- ・防災対策への市民の意識が高まる中で、公の施設には防災機能が求められています。
武雄市地域防災計画における防災拠点として位置づけ、災害対策における必要な機能を確保します。

■新文化交流施設エリア全体図



5. 新文化交流施設エリア整備の方向性

計画策定の背景、上位関連計画、市内施設・周辺自治体施設の設置状況、各施設の利用状況や現状・課題、市民意見・ニーズをふまえ、新文化交流施設エリアのコンセプトおよび役割・事業計画・施設機能を定めます。

計画策定の背景（課題）

上位・関連計画から

- ・国の文化政策の潮流、社会背景から文化芸術の機会や場の創出とそのための運営体制等が必要

武雄市の歴史・文化の現状から

- ・これまでの歴史・文化をさらに発展させた文化によるまちづくり、にぎわいづくりが必要

市を取り巻く文化芸術状況から

- ・文化活動団体の高齢化、若者世代の文化活動離れ、世代間交流の不足

新文化交流施設エリアの課題

- ・現文化会館は様々な文化活動の体験・披露の場として、市民に親しまれてきたが利用者が限られ、多くの市民の交流が生まれている場とは言い難く、新たな交流の場が求められる
- ・文化活動の象徴である大ホールは存続を希望する声が多いが、安全性確保や耐震対策が必要
- ・将来の人口減少を見据えた施設の集約化、時代のニーズにあったエリア整備が必要

【文化のまちづくり構想】

基本理念 「もっと開かれた もっと関われる もっとつながれる 文化が生きるまち」
3本の
取り組みの柱 成長する文化づくり／文化に関わる人づくり／文化によるまちのにぎわいづくり

「新しい文化が生まれ、人々が交流し、にぎわう」をコンセプトとした

新たな文化交流拠点の整備による、文化による新たなまちづくりが求められる

市民意見・ニーズ（新文化交流施設エリアについて）

- ・活動が外から見え、気楽に立ち寄りやすい雰囲気
- ・人と出会い・交流でき、一人でも大勢でも子ども連れでも過ごせる場
- ・誰もが使いやすい施設（ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応）
- ・幅広い文化・アートに触れられる場
- ・敷地内の特性を生かした回遊できる仕掛けづくり
- ・武雄市図書館・歴史資料館などの周辺施設との連携
- ・文化体験や学びの場、教育プログラム・育成機会の提供

市民意見・ニーズ（武雄公民館について）

- ・公民館と分かりやすい配置、専用の入り口設置
- ・気軽に使える、たくさんの人と交流できるスペース

新文化交流施設エリアコンセプト

コンセプトのために
エリアが果たすべき役割

役割を担うための
事業計画

事業を実施するための
施設機能

(1) エリアコンセプト

新文化交流施設エリアのコンセプトを以下のとおり定めます。

文化・アートがもっと身近に！

カルチュラル フュージョン
Cultural Fusion

“次世代”の武雄を創造する 文化“融合”施設エリア

ジャンルや世代、背景の異なる文化を尊重し、それぞれの要素を残しながら
“融合・fusion”し、文化で次世代の武雄のまちを描き、創造します。
もっと身近に文化に触れられる「新たな居場所」へ。

※「次世代」＝人や時代などを含めた幅広い意味での未来
※「融合」＝様々な要素が関わり合い、その中で新たな文化・交流が生まれること。

●既存の文化と新しい文化が融合し、次世代を描く場

武雄の歴史・伝統芸能の継承から、若い世代が創り出す新たな文化・アートまで、これまでとこれからの武雄の文化を結び、これからの武雄を担っていく次の世代、次なる時代の武雄のまちへとつなげ、紡いでいく場。

●枠にとらわれない「文化・アート」を創造する場

既成の枠にとらわれず、実演芸術から食文化・くらしまで、幅広く文化・アートを捉え、それぞれを掛け合わせることで思いもよらない新しい文化を生み出す、創造の場。

●それぞれの居場所で新たな「つながり」＝交流を創造し、にぎわいを創出する広場

市民の日常の延長にある施設として、文化・アートを身近に感じ、訪れる人の居場所となり、文化をきっかけとした新たな出会い・つながりを生み、まちのにぎわいを創出する広場。

さらに、エリアコンセプトを実現するための求められる役割、役割を果たすための事業計画を以下のとおり定めます。

【エリアに求められる役割】

- a. 日常的な文化活動の拠点
- b. 幅広い文化体験・創造機会の充実
- c. 文化人材の育成・文化による学びの提供
- d. 文化によるまちづくり・未来創造機能
- e. 居場所・つながりづくり

【エリアにおける事業計画】※p.47に記載

- A. 参加・普及事業
- B. 体験・創造事業
- C. 人づくり事業
- D. まちづくり共創事業
- E. つながりづくり事業

(2) エリアにおける施設機能の考え方

事業計画を反映するエリアにおける施設機能の考え方を以下のとおり整理しました。

① 文化融合・創造機能 - 大ホール・新文化交流棟・武雄公民館 等

文化・アートが身近に感じられる創造拠点として文化・アートの種をまき、育て、様々な文化融合・Fusion をエリア内で生み出す機能。既存文化と新しい文化・アートが融合し、枠にとらわれない新しい「文化・アート」を創造し、交流を生み出す場。

主な機能イメージ：

- ▶ 国内外のアーティストと交流しながら創作活動を行える装備を備えた創作室
- ▶ 中（ホール）と外（庭園）が融合する多目的ホール
- ▶ アートギャラリーとしても使用できる会議室
- ▶ 文化交流施設と補完し合う活用が可能な公民館

② 交流・つながり機能 - 新文化交流棟・武雄公民館・外部空間 等

日常の延長にある施設として、訪れる人にとって身近な「自分の居場所」となる開かれた場を設け、交流やつながりを生み出す機能。それぞれが自分の居場所を見つけながら、そこでの様々な文化・アートをきっかけとした新たな出会いにより、他地域を含む人と人の融合・Fusion を起こしていく場。

主な機能イメージ：

- ▶ 日常的に交流が生まれる共用スペース
- ▶ 誰にでも開かれたオープンキッチン
- ▶ 館内空きスペースを活用したギャラリー
- ▶ 多目的に利用でき交流を生み出すエントランス・フリースペース

③ にぎわい創出機能 - 新文化交流棟・外部空間 等

文化・アートをテーマにした魅力的な事業や、人が集まるような仕掛けや工夫によって、エリア全体で人々の交流やまちのにぎわいを創出し、エリアでの融合・Fusion をまちへ、さらにはその先へと波及させていく機能。武雄の未来とネットワークを創造する、文化のまちづくりへとつなげていく場。

主な機能イメージ：

- ▶ 庭園を活用した、遊べるアート作品を設置したアートパーク
- ▶ 庭園内の池や蔵の活用

目指すべき文化のまちの姿（まちの進化論：文化のまちづくり構想から）

文化の木を育てる新たなまちづくり
もっと開かれた もっと関われる もっとつながれる 文化が生きるまち
成長する文化づくり : 文化の木の根を育てる
文化に関わる人づくり : 文化の木の幹を育てる
文化によるまちのにぎわいづくり : 文化の木の枝葉を育てる

「新しい文化が生まれ、人々が交流し、にぎわう」 新たな文化交流拠点の整備

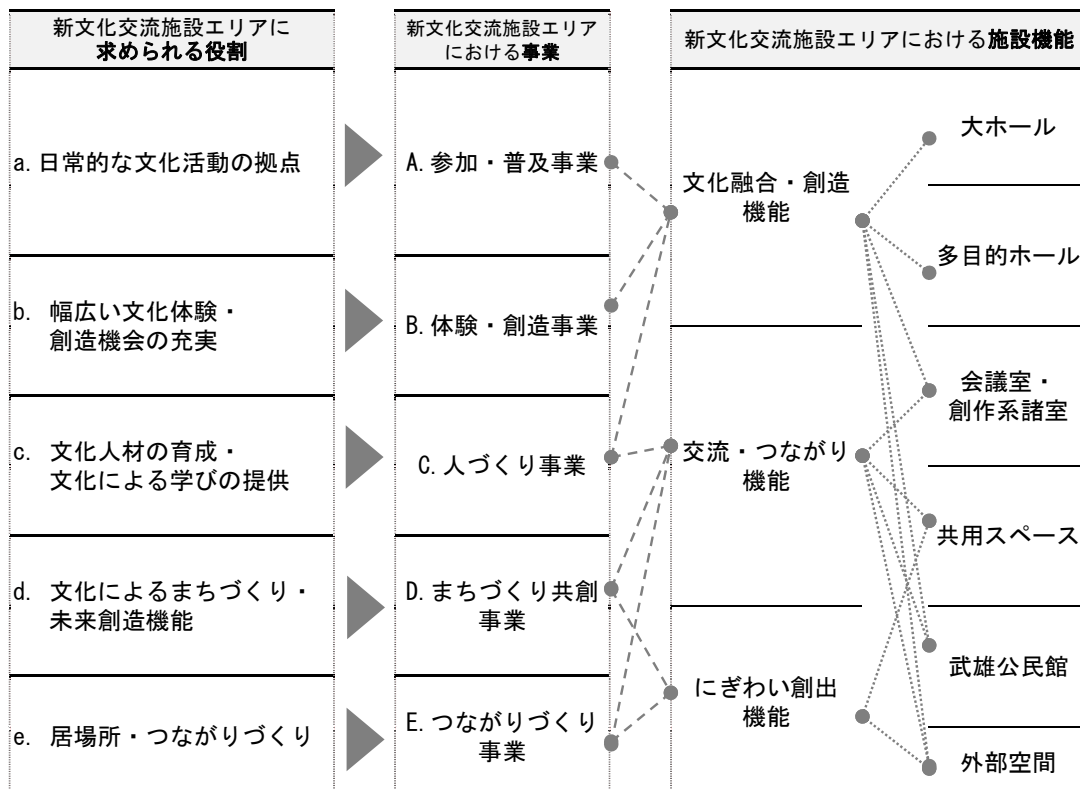
エリアコンセプト

文化・アートがもっと身近に！

Cultural Fusion

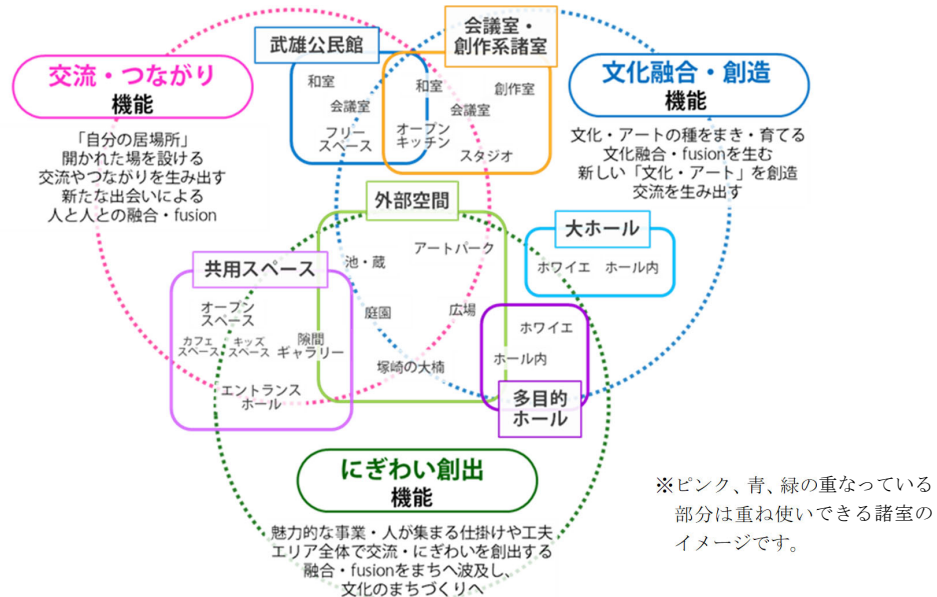
“次世代”の武雄を創造する 文化“融合”施設エリア

既存の文化と新しい文化が融合し、次世代を描く場
枠にとらわれない「文化・アート」を創造する場
それぞれの居場所で新たな「つながり」＝交流の創造・にぎわい創出の広場



(3) エリア整備計画のイメージ

前項で述べた整備における留意点や、前述の施設機能・整備の考え方をふまえ、エリアにおける整備計画のイメージを下記のとおりに検討しました。



(4) エリアにおける整備の考え方

これまでの考え方を踏まえ、エリアにおける整備の考え方を下記のとおり定めます。

① エリア内外に回遊性を生み出す・まちに開く

- ・新文化交流施設エリアのあらゆる場所で文化の融合が起こり得る整備計画とする。
- ・エリア内外の回遊性にも留意し、様々な場所で文化の融合・創造が誘発され、目的がなくても訪れやすい、まちに開かれたそれぞれの居場所となる計画を検討する。
- ▶ 図書館・歴史資料館との連携に留意した事業計画・外構計画
- ▶ まちなかの回遊性に留意した配置計画・外構計画

② 既存要素を活かして新しいものをつくる

- ・歴史ある敷地にある既存の庭園や池、蔵などを活かしながら、新たな要素との融合が起こり得る整備計画とする。
- ・市の天然記念物に指定されている塚崎の大楠、小ホール棟前部の樹木（クスノキ）、庭園内にある貴重な植物等の保存に留意した外構計画を検討する。
- ▶ 既存の要素を活かした配置計画・外構計画

③ 人にやさしく・環境にやさしく

- ・訪れる人、誰もが使いやすいことに留意した計画を検討する。
- ・将来にわたって、持続可能な社会の構築への貢献を目指した、環境配慮施設を検討する。
- ▶ ユニバーサルデザイン・バリアフリーに留意した施設計画
- ▶ 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献に留意した施設計画

④ 今後 50 年間を見据える

- ・将来を見据えた、余白のある計画とする。
- ・社会的状況の変化に伴い、将来的な施設の複合化、利用用途変更などにも対応可能な柔軟性のある計画を検討する。
- ▶ ライフサイクルコストを考慮した施設計画・社会潮流の変化を見据えた設備計画
- ▶ 用途を限定しないフレキシブルな施設計画

⑤ 安全性を確保する

- ・大ホールの安全性の確保をはじめとし、エリア全体の安全性を確保する。
- ・耐震性を確保することで地震災害においても災害時の活用が可能になることから、防災拠点として位置づけ、公民館については避難所としての機能を確保する。
- ▶ 観客・主催者双方が安全に利用できる改修計画
- ▶ 市民の安心・安全の拠り所となる施設計画・外構計画

6. 新文化交流棟・武雄公民館の整備方針

武雄市の公共施設の将来の方向性を明示した、武雄市公共施設等個別施設計画（令和 2 年）等において、現文化会館の今後の整備手法（p.18）で前述したとおり、小ホール棟は北方文化ホールへ機能を統合し解体、集会棟、成人棟、勤労青少年ホーム棟は建て替えにて集約複合化し、新文化交流棟として整備することとします。武雄公民館についても新文化交流棟に公民館の機能、スペースを確保します。

新文化交流棟の整備を行うにあたっては、これまで文化会館が担っていた機能として引き継ぐ部分や廃止する部分を明確にしつつ、新文化交流施設エリアのコンセプトである「**Cultural Fusion** “次世代” の武雄を創造する文化“融合”施設エリア」を実現する機能を導入していきます。

これまでの文化会館が持つイメージに、新たに幅広い文化・アートのイメージを付加し、より多くの人々が身近に文化に触れ、親しむ機会を提供できる機能を導入します。文化による交流が盛んになり、まちににぎわいが生まれ、新たな文化が生まれ育っていく、新文化交流施設エリアの要となる場として、新文化交流棟を整備していきます。また武雄公民館についても、これまでの公民館機能の継続だけでなく、活動の進化や利用者の増加などを目指した公民館としての在り方を検討していきます。

（１）機能の整理及び規模の考え方

① 新文化交流棟・公民館に引き継ぐ機能の整理

現文化会館は「勤労者福祉会館」、「勤労青少年ホーム」、「中央公民館」の機能を有しています。これらの機能について、新文化交流棟として整備を行うにあたり、以下のように機能を整理します。

● 勤労者福祉会館

勤労者の福祉向上を目的として設置されていたが、令和 3 年 4 月の施設廃止に伴い、現文化会館に機能を付加し、勤労者の福祉向上と勤労意欲増進を目的とした団体等が集会棟、成人棟、勤労青少年ホーム棟を利用する場合に減免措置を行ってきました。今後は新文化交流棟の会議室にその機能を引き継ぎます。

● 勤労青少年ホーム

現文化会館設立当初から、勤労青少年の福祉を増進するための施設でしたが、平成 27 年の勤労青少年福祉法の一部改正により設置の法的根拠がなくなったため、今回新文化交流棟整備にあたっては機能を廃止します。

● 中央公民館

現文化会館設立当初から中央公民館を設置し、事業を実施してきました。今回の新文化交流棟整備においては、施設としての整備は行わず、事業を生涯学習課が引き継ぎ、サークルについては各町公民館が引き継ぎます。

② 新文化交流棟の規模の考え方

現文化会館の施設で新文化交流棟へ集約する施設と、集約後の規模を以下のとおりとします。将来の人口減少に見合った集約化を図りつつ、諸室の重ね使い等により、幅広い用途に対応できるよう整備します。

施設名称	延床面積		施設名称	目標延床面積
集会棟	1,047 m ²	4,222 m ² →	新文化交流棟	現状延床面積の 8~9 割程度へ集約を目標 → 諸室の「重ね使い」等により、 面積を削減しながらも幅広い利用用途 に対応
成人棟	1,190 m ²		武雄公民館	
勤労青少年 ホーム棟	1,160 m ²			
勤労者 福祉会館	825 m ²			

③ 新文化交流棟に導入する機能

新文化交流施設エリアコンセプトを実現する機能として、以下機能を導入します。

1) 多目的ホール

- ・様々な活動で利用できる、ホール・ギャラリー機能も兼ねた交流スペース。
- ・公演リハーサルや市民の日常的な練習のほか、発表会や展示会、コンベンションなど、さまざまな用途に対応する平土間形式のホールとする。
- ・外部（庭園）と融合し、ホール内外が舞台や客席となるような、内と外を一体的に活用できるようなホールとする。

諸室名称	面積案	用途および仕様イメージ
多目的ホール	300 m ²	・大ホール公演時のリハーサル ・市民の日常的な練習（ダンス、合唱、吹奏楽等） ・発表会や展示会、デジタルアート・サウンドアート展示を含むギャラリー利用 ・大人数での会議、パーティ利用 等 ・平土間形式 ・収容人数 200 人~300 人程度 ・音響照明設備の充実 ・音や振動に配慮した性能 ・専用の備品庫の設置 ・本番利用時には、大ホール楽屋の利用や諸室を楽屋として転用できるよう、動線や諸室配置に配慮
ホワイエエリア	120 m ²	ホワイエ
バックヤードエリア	125 m ²	楽屋、楽屋用 WC、調整室、倉庫等

2) 会議室・創作系諸室

- ・市民の日常的な活動、交流、創作の場とする。
- ・アート作品等の展示が気軽に楽しめる場としての機能も検討する。
- ・それぞれの部屋が特徴的な機能を備え、小規模に分割して利用できるような設えや、定められた機能だけでない別用途諸室としても可能な設えを検討する。

会議室

諸室名称	面積案	用途および仕様イメージ
大会議室	200 m ²	・会議、研修会、展示会等の利用を想定 ・スライディングウォール等を設置し、100 m²×2 部屋としても利用できるような設え ・勤労者福祉会館機能を付加
中会議室 1	90 m ²	・会議、研修会の利用を想定 ・展示室（アートギャラリー）としても使用できるよう、展示用ピクチャーレール、ライティングレール等を設置
中会議室 2	90 m ²	・会議、研修会、生け花、書道等の利用を想定 ・スライディングウォール等を設置し、30 m²・60 m²に分割して利用できるような設え ・勤労者福祉会館機能を付加

オープンキッチン

諸室名称	面積案	用途および仕様イメージ
オープンキッチン	60 m ²	・調理台の設置 ・食に関するイベント利用が可能な音響・照明設備 ・飲食スペースを隣接させ、食を通じた交流が生まれる場所へ ・ガラス張りとし、外から中の活動が見える設え

スタジオ

諸室名称	面積案	用途および仕様イメージ
スタジオ 1	100 m ²	・ダンス、楽器演奏、合唱、子育てサロン等の利用を想定 ・鏡・レッスンバーを設置、不要時は収納できるような設え
スタジオ 2	50 m ²	・音や振動に配慮した性能確保 ・小規模な催し物を想定した照明・音響等の設備整備

創作室

諸室名称	面積案	用途および仕様イメージ
創作室	50 m ² ×2	・陶芸・美術・工作・華道などの利用 ・給排水設備の整備、塗料や水などの使用可能な床材等 ・機械や工具、その他設備に利用可能な電源等の設置 ・創作室を利用している既存団体の他、国内外のアーティストを招聘し、滞在しながら創作活動が出来るような場所としての利用を検討

和室

諸室名称	面積案	用途および仕様イメージ
和室	8 畳×3 約 40 m ²	・茶道、着付け、ダンス、吟詠等の利用を想定 ・茶室としても利用可能なよう、水屋や炉を設置 ・各室を襖で仕切り、つなげて大部屋としても利用可能な配置 ・休憩室としての利用も想定

3) 共用スペース

- ・誰もが自由に利用できる、各々の居場所となり交流が生まれる場。
- ・気軽に文化・アートに触れられるギャラリーとしての活用を検討する。
- ・さらに、新たな交流が誘発されるような仕掛けを施した空間とする。
- ・関わりのなかった人々が関わり、異なる文化が融合して新しい文化が生まれる場所。
- ・飲食スペースやギャラリーなど、催事が無い日でも気軽に訪問できる仕掛けづくりを行う。

エントランスホール・オープンスペース

諸室名称	面積案	用途および仕様イメージ
エントランスホール	100 m ²	・利用者のロビー機能＋市民交流の場 ・絵画や映像作品の展示が可能なギャラリー機能を設置 ・ピクチャーレールやライティングレールを設置 ・ユニバーサルデザインに考慮するとともに、わかりやすい位置に配置
オープンスペース	120 m ²	・誰もが自由に無料で利用できるスペース ・エントランスに隣接して設置 ・フリースペースとして勉強、小規模の打ち合わせでも利用可能 ・キッズスペースを設け、遊具等を設置 ・簡単な飲食が可能なカフェスペース等も設置
その他共用部		・充分な廊下幅や溜まり空間の確保の他、バリアフリーに配慮した動線 ・客用 WC は分散配置とし、十分な数量を設置 ・授乳室を設置し、カーテンで仕切って利用可能な設え ・こども用 WC 等の設置も検討

隙間ギャラリー

- ・新文化交流棟内の空きスペース（壁、廊下など）各所にアート作品を設置する。
（ピクチャーレールやライティングレール、電源等の設置）
- ・あえて部屋を設けず、施設内および屋外各所、さらにまちなかとも連動しながら、アートが「融合」していく拠点となるようなギャラリー。

4) 武雄公民館

- ・交流や学びの場としてさらなる魅力向上に努める。
- ・会議・サークル活動が専用で利用できる面積を確保する。
- ・調理室については、新文化交流棟のオープンキッチンを活用する。
- ・専用の入口・駐車場を別途確保する。
- ・避難所利用を想定する。

諸室名称	面積案	用途および仕様イメージ
大会議室	200 m ²	会議、団体活動利用を想定
小会議室	60 m ²	会議、団体活動利用を想定
和室	50 m ²	会議、団体活動利用を想定
フリースペース (交流スペース)	30 m ²	・会議、団体活動利用を想定 ・談話・勉強・小規模な打ち合わせが可能 ・ラウンジとしての利用を想定

(2) 全体規模

新文化交流棟及び公民館の合計延床面積は、現施設（集会棟・成人棟・勤労青少年ホーム棟・勤労者福祉会館）の延床面積の約 8~9 割の約 3,700 ㎡を目標とします。

【新文化交流棟面積表案】

項 目	内 容	面積案
新文化交流棟用途	多目的ホール、会議室、オープンキッチン、スタジオ、創作室、和室等	1,400 ㎡程度
管理部門	事務室、会議室、更衣室等	600 ㎡程度
共用スペース	エントランスホール、オープンスペース	
共用部	廊下・階段等の動線、溜まり空間等	1,000 ㎡程度
機械室	空調機械室・電気室、DS、PS、EPS	
新文化交流棟 全体合計		3,000 ㎡程度

【武雄公民館面積表案】

項 目	内 容	面積案
武雄公民館用途	会議室、和室、フリースペース、事務室、倉庫等	500 ㎡程度
共用部	廊下・階段等の動線、溜まり空間等	200 ㎡程度
機械室	空調機械室・電気室、DS、PS、EPS	
武雄公民館 全体合計		700 ㎡程度

7. 大ホール棟長寿命化方針

文化会館大ホールは、建設当時のコンセプトである「文化の殿堂 西九州の応接室」として、全国規模の大会や各種文化的イベントの公演などが多数実施され、市民に身近で上質な文化が鑑賞・体験できる文化活動の中心的役割を担う場所として長く親しまれてきました。

それは、大ホールが 1380 名収容可能であるということや、音響設備の良さが公演者側にも評価されていたということが一つの理由として挙げられます。加えて、多くの市民が集まる成人式等のイベントに利用されるなど、その規模であったが故に市内の他施設では担えない大規模な催しを可能にしてきた歴史があり、市民にとって他にはない特別な場所として認識されてきました。

しかしながら、現在は経年劣化や耐震不足など、安全性や機能面においての問題点を多数抱えており、現在のままでは存続できない状況にあります。市民意見として他にはない存在意義を担う大ホールの存続を願う要望が多くあること、公演者からも佐賀西部エリアにおいて他にはない魅力を持つホールで公演を希望する声が多くあり、大ホールを存続していくことが求められてきました。

そのためにも、安全性・機能性を高めるための改修を加えるだけでなく、新文化交流施設エリアのコンセプトでもある「融合・fusion」を実現する機能を新たに付加することで、これまでのように上質な文化が体験できる中心的役割に加え、気軽に立ち寄れる雰囲気があり、市民の交流が生まれる場所として新たに整備していきます。

整備手法については、令和 3 年度の「文化会館整備計画基礎調査業務」報告書に基づき、大ホールの長寿命化工事（部分改修）の具体的な内容を検討しました。加えて平成 23、24 年度に実施された耐震診断の結果にて、構造躯体の補強が必要であることが指摘されているため、この補強計画も採用するとともに必要な改修工事を計画します。

例えばホール客席部の天井の特定天井対策のほか、再開館後の利用を見据えた将来対応、時代に合わせた舞台特殊設備（舞台機構、舞台照明、舞台音響）更新によるホールとしての機能向上、省エネ・CO2 対策・ランニングコストの低減などを考慮した整備を行います。加えて「融合・fusion」を実現する新たな機能付加を目標としてホワイエや楽屋の活用等を検討し、さらに市民に親しまれ、交流が生まれる大ホールとしての進化を目指します。



(1) 長寿命化方針の視点

改修内容項目の採否にあたっては、下記の視点に基づいて検討を行います。

① 現行法規への対応、施設の安全性の確保

- ・ 特定天井対策や耐震改修など、現行の法規等への適合
- ・ 利用者の安全性の確保
- ・ 耐震改修
- ・ 特定天井対策（落下防止対策）
- ・ 外壁改修（中性化対策、外壁塗装）

② バリアフリー対応、機能改善

- ・ 予防保全、機器の耐用年限などへの対応、劣化改修
- ・ 時代的变化への適合
- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応
- ・ エレベーター設置
- ・ 玄関アプローチ改修
- ・ トイレ改修（2 階）
- ・ バックヤード（楽屋等）の改修

③ 利用者のニーズに対応する舞台特殊設備等の更新・改修

- ・ 耐用年数超過の機器類更新および劣化改修
- ・ 利用者の安全性の確保
- ・ 時代的变化への適合
- ・ 舞台音響設備の更新・改修
- ・ 舞台照明設備の更新・改修
- ・ 舞台機構設備（吊物）の改修

④ 交流の場づくり、リニューアル感の創出

- ・ 使い勝手を考慮した新たな要求に応えるための改修
- ・ 施設のにぎわい創出・エリアコンセプト実現への寄与
- ・ リニューアル感の創出
- ・ 誰もが自由に気軽に立ち寄れ、交流できる場の創出
- ・ ホワイエ内装改修
- ・ 通信環境の整備
- ・ ホワイエのフリースペース化

⑤ ライフサイクルコストの低減

- ・ 施設のランニングコスト低減への寄与
- ・ 空調、電気設備の更新
- ・ 照明の LED 化

(2) 主な改修内容・方針

① 構造

1) 構造補強

- ・ 平成 23、24 年度の耐震診断に基づく構造補強を実施する。
- ・ 舞台機構の変更などに伴い荷重変更が想定される部分については、基本設計段階での再確認が必要。

2) コンクリート中性化対策

- ・ 令和 3 年度の検討に倣い、中性化を抑制表面処理とする。
- ・ 水の侵入により内部鉄筋が錆びることで躯体の爆裂につながるため、外部の防水対策が重要であると判断し、外部処理を優先させる。
- ・ タイル仕上部分はタイルを撤去しなければ処理ができないため、タイル仕上の変更、更新にあわせ対策を実施する。

3) 客席特定天井対策

- ・ 準構造化で天井の再構築を行うことも可能ではあるが、大がかりな工事となるため、既存建築物に適用可能な既存天井の落下防止措置での対応の方向で検討する。
- ・ 大幅な天井構造部材の追加が必要なく、また既存の音響性能を変えことなく天井脱落防止対策を行う方式を採用する。（設計段階での方式選定）

② 外部

1) 屋上防水

- ・前回屋根防水工事が実施されたのは平成 22 年であるが、既に雨漏りの問題が指摘されているため、屋根部の全面的な防水更新を実施する。これに伴い、発錆が顕著な金属笠木、避雷針基礎なども更新する。
- ・雨水配管（屋内設置）の更新も実施の方向で検討する。

2) 外壁タイル撤去・塗装

タイル仕上は約 10 年ごとのテストハンマーによる打診検査が必要であること、タイル下地躯体の中性化処理はタイルの上からでは効果が期待できないことから、この機会にタイル仕上を撤去し他の外装材への変更を検討する。（既存意匠への留意が必要）

3) エントランス前アプローチ

既存タイルの滑りやすさが問題となっているため、防滑性のある素材に変更する。

4) 外部建具

発錆により劣化が顕著な外部鋼製建具を更新する。

5) 舞台搬入口に庇設置

利用者からの要望の多い搬入口の雨天対策として、トラック（H=3.8m）に対応する庇を増設する。

③ 内部（客側）

1) ホワイエ内装

リニューアルオープン後は、催事のない際には一般に開放して様々な利用できるスペースとして利用することを想定するため、1 階のホワイエは床仕上をフラットで吸音性のある素材（タイルカーペットなど）に変更する。

2) エレベーター増設

バリアフリー対策としてエレベーターを設置する。

3) トイレ改修（2 階）

2 階のトイレは耐震補強の対象エリアでもあるため、内装の更新、洋便器化に加え、女性用トイレの便器数を増やすため、男性用のうち 1 か所を女性用に変更する。

④ 内部（舞台、楽屋側）

1) 楽屋内装

- ・楽屋としての利用がない場合は、会議室としても利用できる設えとするため、内装を更新する。
- ・和室を洋室化する。

2) 楽屋水廻り

- ・楽屋トイレ不足、浴室の利用頻度が低いことから、改修しトイレの増設、洗濯室の設置を行う。
- ・小楽屋の浴室も廊下側から利用できるシャワーに変更する。

3) 舞台綱元足場

舞台吊物（手引きバトン）の鎮積込み作業が安全にできるよう、綱元部に作業用足場を設ける。

4) 舞台床仕上げ

釘跡が目立つため、床の研磨、補修を行う。

⑤ 電気設備

- ・ 特定天井工事に伴う設備更新を実施する。
- ・ キュービクルは令和 3 年度の文化会館整備計画基礎調査の検討に基づき、分散配置で検討する。
- ・ 新文化交流棟との一体管理を基本とする。
- ・ 照明器具は LED 器具に変更する。
- ・ 時代性に合わせた通信設備、将来対応のインフラ設備を整備する。

⑥ 機械設備

- ・ 空調方式は令和 3 年度の文化会館整備計画基礎調査の検討に基づき、個別空調方式に変更する。
- ・ 冷温水配管、給水・排水配管等の更新を実施する。

⑦ 舞台特殊設備

1) 舞台機構設備

- ・ ワイヤー、滑車、マシン、ロープ、幕類など機構設備一式を更新する。
- ・ 重量の大きい照明バトンは電動化する。
- ・ 側面反射板、天井反射板は既存の 3 分割を 2 分割に変更する。

2) 舞台照明設備

- ・ 負荷設備、調光設備一式（一部スポットライト等を除く）を更新する。
- ・ 時代性に合わせ、将来対応を想定したインフラ整備（電源、信号）を行う。
- ・ フラッドライト系照明器具は LED 器具とする。
- ・ 天井反射板にダウンライトを設置する。

3) 舞台音響設備

- ・ システム一式を更新する。
- ・ 時代性に合わせ、将来対応を想定したインフラ整備（電源、信号）を行う。
- ・ 連絡設備（運営用 ITV 設備、インカム設備など）を整備する。

(3) 改修項目

① 建築工事

構造	補強	耐震改修	・平成 23、24 年度の耐震診断に基づく補強、これに伴う仕上内装改修
		改修関連	・特定天井工事、舞台機構改修工事に伴い必要な補強を実施
外装	中性化	外壁中性化対策	・外装仕上におけるコンクリート中性化対策
	仕上	外壁タイル	・外壁タイルは撤去し塗装などの仕上に変更 ・将来的保守（ランニングコスト）を考慮すると共に、既存建物の意匠性にも配慮した仕上げ
		外壁塗装	・タイル部分の仕上変更にあわせた更新
		アプローチ	・床仕上タイルの更新 （意匠性に考慮し、防滑性のある仕上に更新）
	防水	屋根防水	・屋根防水の更新 ・発錆の著しい笠木などの金物類の更新
	建具	外部建具	・発錆が著しい鋼製建具の更新 ・既存再利用の場合はシール打ち替え
	その他	搬入口庇	・舞台搬入口に 11t トラックに対応できる庇を増設
内部	舞台	床仕上	・傷みの顕著な舞台床仕上の研磨・補修
		綱元足場	・手引きバトンの鎮の積替え ・作業用足場を綱元部に設置
	客席	天井	・特定天井対策の実施 ・落下防止対策で既存天井仕上を再利用することを前提とし、野縁・野縁受けの落下防止に加え、天井ボードの落下防止対策を実施 （方策は設計段階で検討）
		床	・2 階席床仕上げを更新、1 階席は既存継続利用
		椅子	・現在設置している椅子を再利用 ・天井工事に伴い一時撤去、再設置を想定
	控室等	床・壁・天井	・ホール利用時以外は会議室として利用することを前提とした内装更新を実施（和室は洋室化） ・洗面台への給湯設備追加（衛生・電気設備）
		水廻り	・楽屋トイレ・浴室を改修しトイレ増設、洗濯室設置 ・個室楽屋のトイレ、浴室の改修 ・湯沸室設備更新（衛生・電気設備）
	ホワイエ	エレベーター	・2 階への動線としてバリアフリーエレベーターを増設
		床	ロビーは、ホール利用時以外は市民に開放し多目的に利用できる空間とすることを前提とした更新を行う ・1 階ロビーは床仕上げをタイルからカーペットに変更（吸音に配慮） ・2 階ロビーは既存再利用を想定
		壁	・1 階ロビー壁塗装部分の塗装更新（階段を含む） ・サインを改修後仕様に合わせて更新
		天井	・空調改修、設備改修にあわせた対応を実施 ・1 階は天井設備更新部以外も含め補修再塗装
	トイレ	2 階トイレ	・洋便器への改修 ・男子用便所一ヵ所を女性用便所に改修し、女性用便器数を増設
その他	内樋	雨水配管	・漏水が発生している内樋の更新（特に舞台部）

② 電気設備

関連工事	耐震改修		・耐震改修、特定天井補強工事に関連し発生する電気設備の盛替え、更新
動力設備	空調設備	個別空調化	・空調設備改修に伴う空調動力・電気室改修
			・空調設備改修に伴う空調動力二次側・電気室撤去
			・エネルギー棟電気室撤去改修
	換気設備	ホール	・空調設備改修に伴う撤去・改修
	消火設備	ホール	・空調設備改修に伴う撤去・改修
雷保護設備			・避雷針等の設備の更新
受変電設備		キュービクル	・新文化交流棟とは切り離し大ホール用として設置 ・電気容量に対応する改修
照明設備		ホール	・客電照明（客席部照）のLED化更新 （舞台照明設備との調整要）
		ホール以外	・一般部照明のLED化更新 ・ホワイエの一般開放、利用に対応する照度の確保
弱電設備	情報通信設備など		・時代の変化に対応する必要設備の整備 ・将来対応を考慮したインフラ整備
	火災報知設備		・ホール内特定天井に関連する設備更新 ・新文化交流棟との一体管理を検討

③ 機械設備

空調設備	空調設備	個別空調	・空調機器更新、ダクト更新
	換気設備	ホール	・更新検討
給排水設備	給水設備		・機器、配管等更新
	排水設備		・ホール1階客用トイレ（更新済）以外の配管類更新
浄化槽			・撤去予定
給湯設備			・楽屋等の洗面台への給湯設備設置（電気温水器等）
消火設備			・客席特定天井工事に伴う機器更新

④ 舞台機構設備

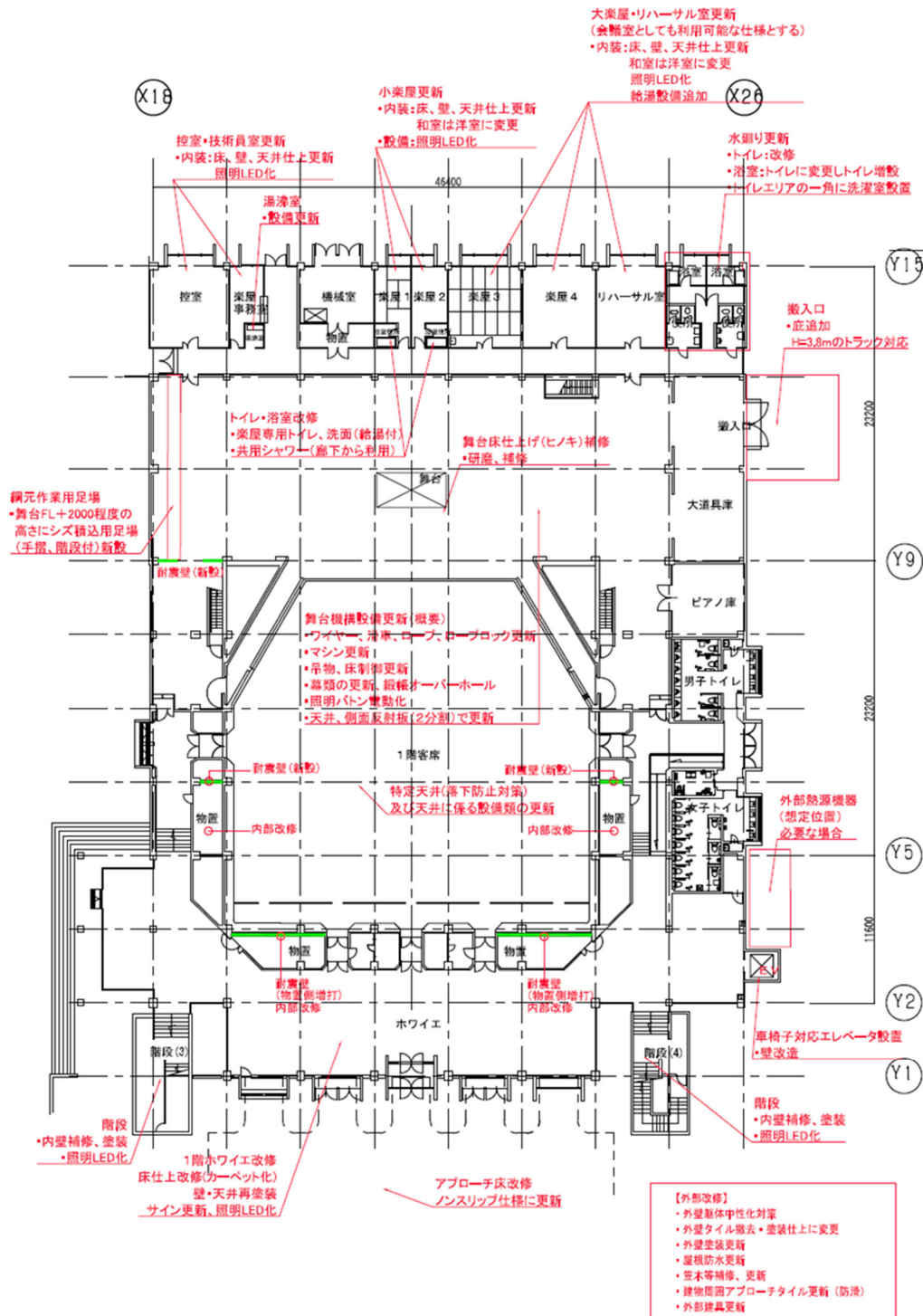
機構設備設備	吊物機構		・ワイヤー、滑車、ロープ、ロープロック等を更新 ・制御・操作盤更新 ・電動機器マシン更新、照明ボタン電動化 ・諸幕類の更新、絞り緞帳・定式幕撤去 ・緞帳クリーニング、防災処理（別途） ・張込スクリーンは移動型スクリーンに変更 ・天井・側面反射板は2分割に変更、仕上げ更新 ※吊物電動化等によるスノコ耐荷重の確認が必要
	床機構		・既存部品交換など

舞台照明設備	照明器具設備		・ボーダーライト、 Horizont ライト、客席照明等の LED 化 ・天井反射板に LED ダウンライト設置 ・演出用移動型スポットライトは継続利用
	負荷設備		・コンセント、ボーダーケーブル等の更新 ・持込対応設備、将来対応用インフラ設備の整備
	調光設備		・調光盤・ユニット更新、将来対応の信号線の敷設 ・LED 化及び将来対応のため、電源の 200V 化を検討（電気工事調整要）
舞台音響設備	音響設備		・デジタル対応へのシステム更新 ・音響調整卓、スピーカー・アンプ、周辺機器等の更新（舞台袖操作を主とする） ・3 点吊マイク装置更新 ・持込対応設備、将来対応用インフラ設備の整備
	連絡設備	運営 ITV	・舞台運営用カメラ、モニター類の更新
		インカム	・運営用インターカムシステムの更新

(4) 改修部位,参考図面

※耐震補強部位は平成 24 年度の耐震補強計画からの転記
詳細は H24 年度構造補強計画書参照

① 1 階平面図 N/S

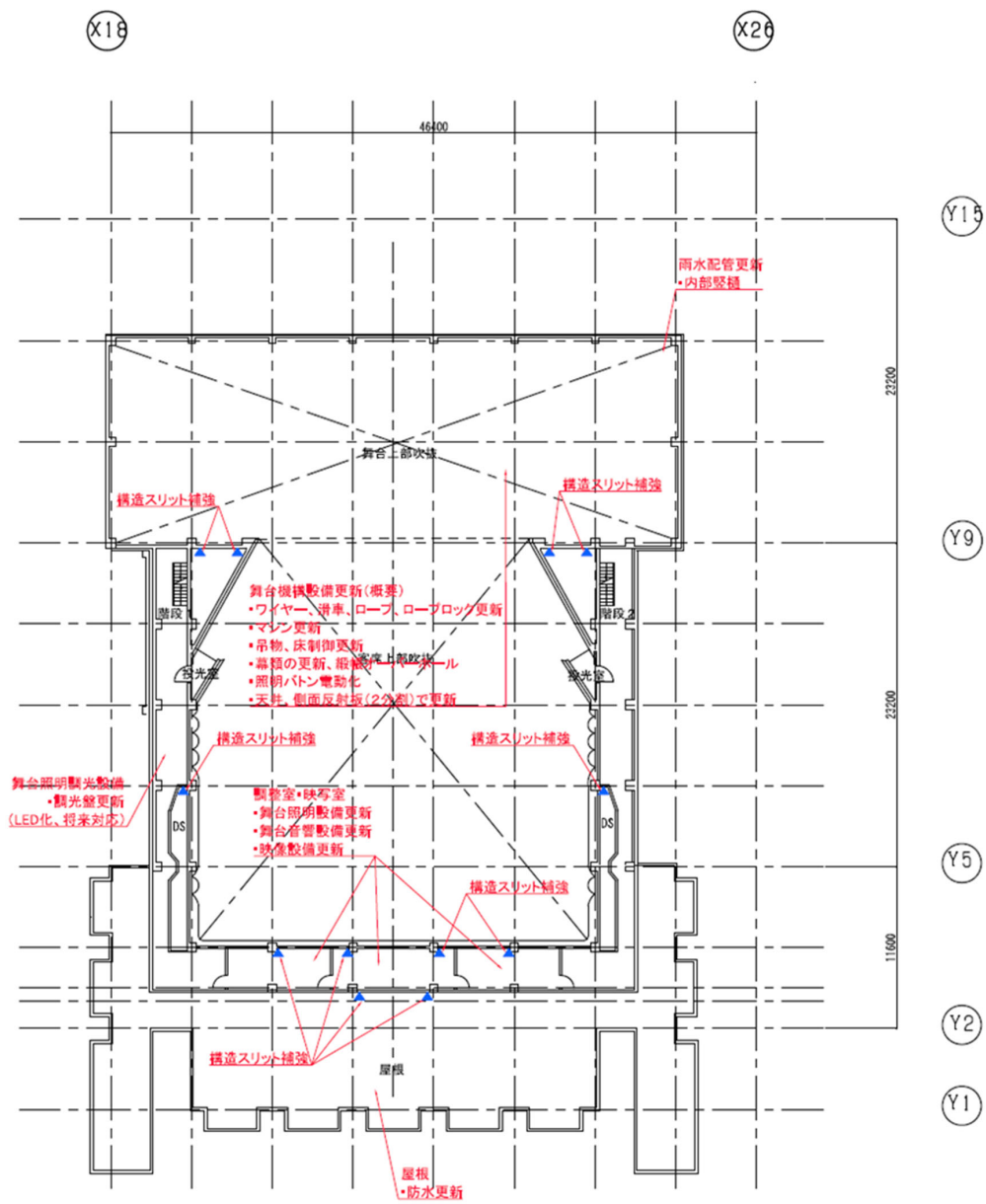


Architectural floor plan of the 2nd floor of the Nishimura Building, showing various rooms and renovation work. The plan includes a large central hall (客席上部吹抜), a stage (舞台上部吹抜), and several smaller rooms and corridors. Renovation work is indicated by red text and arrows, including roof waterproofing, interior wall repairs, and lighting upgrades. The plan also shows the layout of the stage, seating area, and various service areas like restrooms and storage rooms.

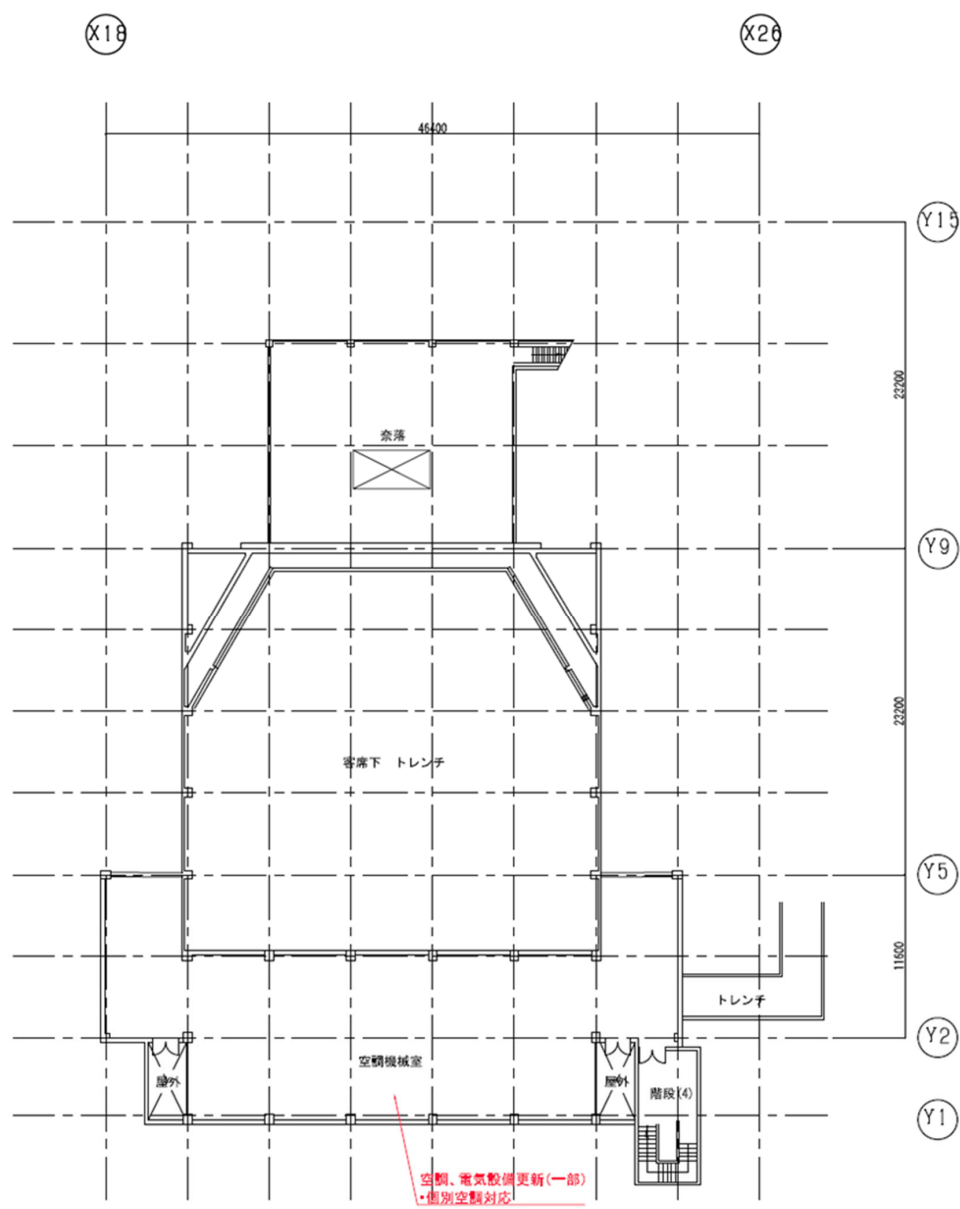
Key areas and renovation work:

- 客席上部吹抜 (Audience Upper Atrium):** 屋根・防水更新 (Roof/Waterproofing Update)
- 舞台上部吹抜 (Stage Upper Atrium):** 屋根・防水更新 (Roof/Waterproofing Update)
- 2階座席 (2nd Floor Seating):** 床仕上げ更新 (Floor Finish Update)
- 2階客席 (2nd Floor Audience):** 屋根・防水更新 (Roof/Waterproofing Update)
- 階段 (3) (Staircase 3):** 階段内壁補修、塗装 (Staircase Interior Wall Repair, Painting), 照明LED化 (Lighting LED Conversion)
- 階段 (4) (Staircase 4):** 階段内壁補修、塗装 (Staircase Interior Wall Repair, Painting), 照明LED化 (Lighting LED Conversion)
- トイレ改修 (洋便化) (Toilet Renovation (Western-style)):** トイレ改修 (洋便化) (Toilet Renovation (Western-style))
- 女性用トイレに改修 (Female Toilet Renovation):** 女性用トイレに改修 (Female Toilet Renovation)
- ホワイエ (Lobby):** サイン改修 (Sign Renovation), 照明LED化 (Lighting LED Conversion)
- 倉庫 (Warehouse):** 耐震壁 (トイ側増打) (Seismic Wall (Toy Side Increase))
- 一部内部化 (Partial Internalization):** 車椅子対応エレベーター設置 (Wheelchair Accessible Elevator Installation), 壁改造、廊下設置 (Wall Renovation, Corridor Installation)
- 屋根・防水更新 (Roof/Waterproofing Update):** Multiple locations throughout the plan.
- 雨水配管更新・内部壁補修 (Rainwater Pipe Update, Interior Wall Repair):** Multiple locations throughout the plan.

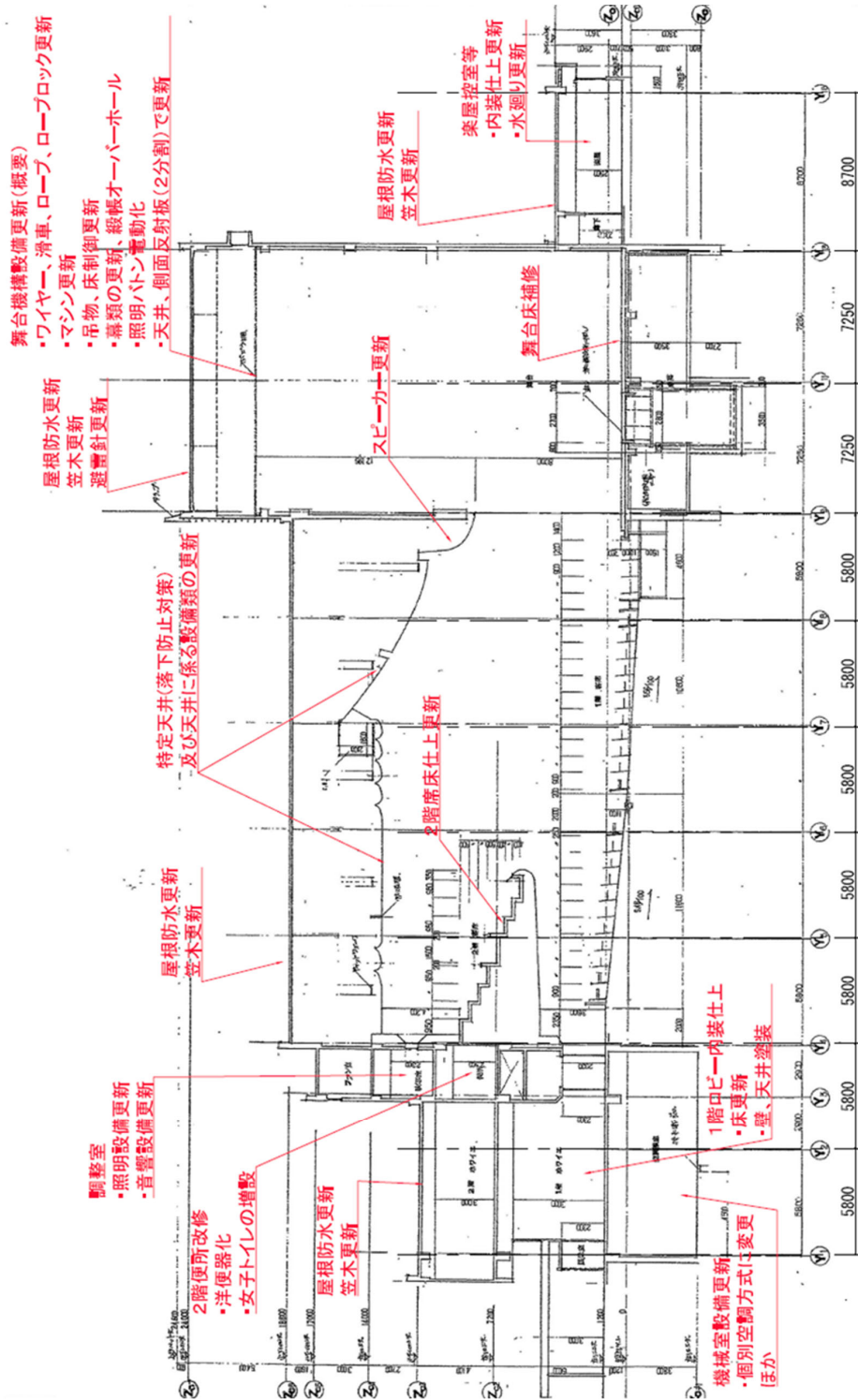
③ 3 階平面図 N/S



④ 地下1階平面図 N/S



⑤ 断面図 N/S



8. 管理運営に関する考え方

(1) 基本的な考え方

新文化交流施設エリアの整備を契機に、単に施設を貸し出すだけでなく、周辺施設と連携しながら事業を展開し、あらゆる世代の市民が気軽に立ち寄れ、絶えず交流が生まれる、にぎわいのある施設運営を目指します。さらに、「武雄市文化のまちづくり構想」で掲げられている“文化に関わる人づくり”を実現するため、市民参加・参画も推進していきます。

また、新文化交流施設エリアは大ホールの他、新文化交流棟および武雄公民館といった多様な機能を有するため、管理や運営において適正かつ柔軟な対応が求められます。新文化交流施設での高度な文化芸術活動と、公民館での様々なサークル活動の双方が刺激を受け、互いにレベルアップしていく融合のあり方を目指します。加えて北方文化ホールとの連携強化や活用も促進していきます。

運営主体や組織、利用規則、事業内容などの具体的な方針については管理運営計画の中で検討を進めます。

(2) 事業の方針

① 事業の分類

以下のとおり、公共文化施設の事業は、実施主体により「自主事業」と「貸館事業」の2つに分類されます。自主事業と貸館事業のバランスや各事業の実施方針については、管理運営計画の中で詳細検討を進めます。

＜公共施設における事業の分類＞

分類		内容
自主事業	主催	・施設の運営主体が主催する事業 ・事業実施の全リスクを負いプロデュースする「制作型」と、プロダクションやプロモーターからパッケージ化されたコンテンツを購入し、開催する「買取型」に分類される
	共催	・施設の運営主体と他団体（民間企業・団体等）が共同で主催する事業 ・他団体とコスト分担しながら制作やツアー連携する「共同制作」、特定団体や企業等と互恵的な形で開催する「提携」、事業への賛同や応援の意志表明等、間接的な支援を行う「後援」に分類される
貸館事業		・市民や文化団体、プロモーター等に施設を貸し出す事業 ・市民が良質な舞台芸術を鑑賞・体験できる機会を創出する事業 ・市民が借り手として利用する際は、施設の技術スタッフが制作や技術等のアドバイスを日常的に行い、市民文化の育成につながる支援を積極的に行うことが求められる

② 事業イメージ

新文化交流施設エリアの事業イメージは次のとおりです。

新文化交流施設の役割	事業区分と内容	
a. 日常的な 文化活動の拠点	参加・普及事業	・市民が気軽に文化活動に参加できる機会を提供する事業 ・市民自らが文化芸術公演の運営に関わる事業
		文化のまちづくり 構想における事業案 事業案② 文化活動の拠点づくり 事業案⑤ 市民の文化活動参画推進
b. 幅広い文化体験・ 創造機会の充実	体験・創造事業	・プロの舞台芸術等を鑑賞する機会を提供する事業 ・幅広い文化・アートに触れる機会を提供する事業 ・まちの資源を活かした、創作活動を促す事業
		文化のまちづくり 構想における事業案 事業案① まちじゅうアートプロジェクト 事業案③ 障壁のない環境づくり
c. 文化人材の育成・ 文化による 学びの提供	人づくり事業	・文化・アートを鑑賞、体験する機会を提供する事業 ・将来の文化芸術の担い手を育成する事業
		文化のまちづくり 構想における事業案 事業案⑥ 文化の薫る学校づくり 事業案⑦ 文化の伝承者育成 事業案⑧ 文化のサポーター育成
d. 文化による まちづくり・ 未来創造機能	まちづくり共創事業	・地域の文化資源を魅力的に発信していく事業 ・他分野・他地域との連携を図り、文化・アートによるまちのにぎわいづくりを図る事業
		文化のまちづくり 構想における事業案 事業案⑨ 地域資源の磨き上げ 事業案⑩ 他分野連携によるにぎわい創出 事業案⑫ 文化のハブ都市化
e. 居場所・ つながりづくり	つながりづくり事業	・文化・アートに関する市民の主体的な情報発信を促す事業 ・文化・アートによる、多世代、多文化間の交流を促す事業
		文化のまちづくり 構想における事業案 事業案④ 市民主体の情報発信の促進 事業案⑪ 世界につながる文化交流の創出

(3) 運営組織等の方針

① 管理運営主体について

公の施設の管理運営方法として、市が直接運営を行う「直営」と特定の事業者を指定し行う「指定管理」に分類されます。また、指定管理者については、「民間事業者」「財団」「NPO」等による運営が想定されます。

前頁に記載した各種事業を実現するためには、「専門性を持った人材を確保」し、適正な配置によって、「市民の主体的な活動参加」を促す体制が求められます。

現在、武雄市文化会館は直営で運営を行っていますが、新しい文化交流施設においては指定管理者制度の導入についても検討します。公民館については直営での運営としますが、文化交流施設との合築のため、機能を分担しつつ有効活用を図っていく必要があります。

管理運営計画において、利用しやすく、効率的な方法を検討していきます。

<直営と指定管理者の主な特徴>

	特徴
直営	○文化政策や関連部署と連動性が高い △地域の実情を踏まえた運営や事業や市民協働が可能 ×人事異動によるノウハウの継承が難しく、専門的人材の継続的確保が課題 ×予算の確保や運用面での縛りが多く効率性や収益性のインセンティブが働きにくい
指定管理	○専門的人材・ノウハウを有し、質の高いサービスや事業の提供が期待できる ○予算の柔軟な運用や効率的な運営が可能 △他市・全国と同じ事業の提供が期待できる △法人形態（組織目的）によっては、非効率・不採算な事業には消極的になる ×指定期間による人材・事業の不安定化、終了・交代に伴う切替の混乱が生じる

② 管理運営業務

管理運営に関する業務は、大きく以下のとおりに分けられます。各々に専門性を求められることから、各業務を異なる主体が担当する事例もあります。

エリア内や武雄市全域、さらには他都市との連携体制を構築していくためには、広域的なネットワークづくり等のコーディネートができる人材を配置することが重要と考えます。

また、自主事業を中心とした企画・制作・実施をマネジメントできる人材が必要です。舞台技術者に関しても、機器操作や安全管理業務を行うだけでなく、常に市民に寄り添い、施設利用時の助言やサポートをできる人材が求められます。

各業務の詳細内容や役割については、今後策定する管理運営計画にて検討を進めます。

各業務に適切な配置を行い、管理運営業務全体の効率化やサービスの向上の実現を目指します。

＜公共文化施設における主な業務内容＞

項目	業務内容
貸館事業	ホール・各諸室・共用部の貸出管理
自主事業	鑑賞・体験・創造事業等各種事業の企画・制作・実施
市民参画・協働・地域連携	相談窓口・調整・促進・伴走支援・コーディネート
広報・券売	広報・マーケティング、チケット販売管理
舞台技術管理	音響・照明・舞台機構の機器操作・管理、安全管理、市民利用サポート
共用スペース管理	飲食スペース、情報コーナー等
ビルメンテナンス	施設本体のメンテナンス、清掃、維持管理

（４）運用・規則

① 利用規則の考え方

最新の舞台設備や練習室等を備えることで、様々な文化芸術活動が可能となり、利用方法の細かなルール作りや利用目的別の適切な料金設定等が必要です。文化芸術活動に関わらず、日常的な居場所として利用できるように、諸室以外のスペースについても多様な利用方法に対応できる規則作りや料金設定を検討します。

新文化交流施設エリアにおいては、市民の日常的な活動を支援するため公民館と文化交流施設それぞれの活動団体にとって利用しやすい、柔軟な運営システムを構築することが求められます。

管理運営計画で新文化交流施設エリアにふさわしい運用・規則について検討を進めます。

② 市民参加・市民協働の基本的な考え方

「武雄市文化のまちづくり構想」の基本理念に「市民が積極的に、主体的に関われる」と掲げられているとおり、新文化交流施設エリアの運営においても、市民と共に地域にあった施設運営、地域に愛される施設づくりが求められると考えます。市民参加・市民協働の考え方は下表のとおりとなっており、管理運営計画にて詳細な検討を進めます。

＜市民参加・市民協働の形態＞

参加度合	参加の内容
軽  重	事業や運営の諮問組織に市民が入り、意見を述べる
	公演日の客席案内、広報協力などのサポーターとして活動する
	実行委員会等を設置し、事業の一部の企画・制作に参画する
	NPO 法人などを設立し、運営に協働する

（５）広報宣伝の検討

広報手段の多様化に伴い、世代により偏りが生じないよう、多様な媒体による情報展開を検討します。昨今、施設の名称については正式名称の他、親しみを込めた愛称をつけるケースが増加しており、独自のシンボルマーク・ロゴタイプを設けることも多くなってきています。また、施設のデザインや運営と連動するウェブサイトの構築にも力を入れていきます。

管理運営計画において詳細・方針を検討し、実施する場合には市民公募等による命名・選定等を行うことも検討します。

（６）財源の確保

施設等の貸出に伴う利用料金、公演やイベントのチケット代・参加費等の入場料の他、ネーミングライツ、冠コンサート、屋内や紙面等での広告収入、国や民間等からの補助金・助成金、共催・協賛金等、外部からの資金調達の方法について検討します。

9. 概算事業費案

近年整備された劇場施設の実績や、事例による積み上げ・積算から、施設整備に係る概算総事業費を 55 億円程度（税込）と想定します。内訳は下記を含みます。

- ・新文化交流棟整備費
- ・大ホール棟改修事業費
- ・外構・庭園整備費
- ・その他備品費等

※近年の物価上昇による影響を受け、今後変更の可能性があります。

10. 整備スケジュール案

基本計画において想定される今後の事業内容およびスケジュールを整理しました。

※近年の納期遅延等による影響を受け、今後変更の可能性があります。

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
新文化交流棟建設	基本設計	実施設計	建設工事	開館 ▼	
大ホール 長寿命化	改修設計		改修工事	開館 ▼	
仮設武雄 公民館	青少年棟 改修設計	青少年棟 改修工事	青少年棟代替利用	公民館機能 新文化交流棟へ移行	青少年棟 解体工事
庭園エリア	ランドスケープ 基本設計・実施設計		工事		
既存3棟・ エネセン	解体設計	既存3棟 解体工事	エネセン 解体工事	休館	
事業方針・ 開館準備等	管理運営計画策定	事業計画策定	開館準備	開館 ▼	

武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定委員会

■開催概要

回	日 時	議 題
第 1 回	令和 4 年 7 月 4 日（月）	・武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定委員会の進め方について ・武雄市文化会館・武雄市文化のまちづくり構想について ・現地視察：武雄市文化会館・旧鍋島庭園
第 2 回	令和 4 年 8 月 23 日（火）	・意見聴取 ・基礎的条件の整理 ・コンセプトの検討
第 3 回	令和 4 年 10 月 17 日（月）	・意見聴取 ・新文化施設エリアのコンセプト・整備方針案・事業計画の検討 ・導入機能・規模の検討 ・大ホール長寿命化方針の検討 ・新文化施設エリア整備計画の検討Ⅰ
第 4 回	令和 4 年 12 月 20 日（火）	・ワークショップの報告 ・新文化施設エリアのコンセプト・整備方針案・事業計画の検討Ⅱ ・大ホール長寿命化方針の検討Ⅱ ・新文化棟整備方針の検討 ・管理運営計画の検討 ・整備スケジュールの検討
第 5 回	令和 5 年 1 月 16 日（月）	・基本計画素案について

■委員名簿

No.	氏名	所属団体
1	小坂 智子 (委員長)	長崎県美術館館長 (前 国立大学法人 佐賀大学 芸術地域デザイン学部長)
2	三島 伸雄 (副委員長)	国立大学法人 佐賀大学 副学長 理工学部 理工学科 教授 (建築環境デザインコース)
3	黒澤 伸 (顧問)	公益財団法人 金沢芸術創造財団 事業課 芸術・交流アドバイザー
4	朝長 勇	武雄市議会 福祉文教常任委員会 委員長
5	田中 友子	武雄市文化協会 副会長
6	溝上 剛	武雄市文化連盟加盟団体 (みささぎ吹奏楽団 団長)
7	大島 久美枝	武雄町まちづくり推進協議会 副会長
8	井上 祐次	武雄市観光協会 常務理事
9	諸石 信幸	社会福祉法人 天童会 いぶき村 施設長
10	鳥谷 唯	子育て世代代表 トラットリヤマサカ
11	山口 祐香	若手市民代表 日本学術振興会特別研究員 PD
12	諸岡 智恵	武雄市 こども教育部 理事

事務局：武雄市 こども教育部 文化課 新文化会館整備準備室・生涯学習課